

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 8 年 6 月 1 1 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第 1 号）

令和 8 年 6 月 11 日

開 会	午前 9 時 30 分	
日程第 1	議席の指定	
日程第 2	会議録署名議員の指名	
日程第 3	会期の決定	
日程第 4	諸般の報告	
日程第 5	市長の行政報告	
日程第 6	議案第 39 号	専決処分の承認を求めることについて (岩出市税条例の一部改正)
日程第 7	議案第 40 号	専決処分の承認を求めることについて (岩出市都市計画税条例の一部改正)
日程第 8	議案第 41 号	専決処分の承認を求めることについて (岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置 に関する条例の一部改正)
日程第 9	議案第 42 号	専決処分の承認を求めることについて (岩出市国民健康保険税条例の一部改正)
日程第 10	議案第 43 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 7 年度岩出市一般会計補正予算第 10 号)
日程第 11	議案第 44 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 7 年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第 4 号)
日程第 12	議案第 45 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 7 年度岩出市介護保険特別会計補正予算第 5 号)
日程第 13	議案第 46 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 7 年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第 1 号)
日程第 14	議案第 47 号	岩出市印鑑条例の一部改正について
日程第 15	議案第 48 号	岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第 16	議案第 49 号	令和 8 年度岩出市一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 17	議案第 50 号	令和 8 年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 18	議案第 51 号	令和 8 年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 19	議案第 52 号	令和 8 年度岩出市水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 20	議案第 53 号	令和 8 年度岩出市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第21	議案第54号	市道路線の認定について
日程第22	議案第55号	動産の取得について
日程第23	議案第56号	動産の取得について

開会

(9 時30分)

○玉田議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、令和8年第2回岩出市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、市長の行政報告、議案第39号から議案第56号までの議案18件につきましては、提案理由の説明です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 議席の指定

○玉田議長 日程第1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指定いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指定することに決しました。

それでは、議席は、ただいまご着席のとおり指定いたします。

なお、1番議席は空席といたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会議録署名議員の指名

○玉田議長 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、4番、田中宏幸議員及び6番、井神慶久議員の両名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第3 会期の決定

○玉田議長 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月30日までの20日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月30日までの20日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 諸般の報告

○玉田議長 日程第4 諸般の報告を行います。

5月25日に開催された令和8年度和歌山県市議会議長会第1回総会における永年在職議員表彰式にて、本市議会においては、井神慶久議員、市來利恵議員が議員20年以上の特別表彰を受けました。

また、5月27日に開催された第102回全国市議会議長会定期総会における表彰式にて、本市議会においては、井神慶久議員、市來利恵議員が議員20年以上の特別表彰を受けましたのでご報告いたします。

なお、私、玉田隆紀は、全国市議会議長会評議員の退任に当たり、感謝状を受けましたので、併せてご報告いたします。

皆様、誠におめでとうございます。これまでの議員活動に対しまして敬意を表しますとともに、今後も市政発展のためにご活躍を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、本定例会に説明員としての出席者の職氏名は、配付の写しのとおりであります。

次に、本定例会に市長から提出のありました議案等は、配付のとおり、議案18件と報告5件であります。

次に、令和8年第1回定例会から令和8年第2回定例会までの会務の概要は、配付の議長報告書のとおりであります。

次に、令和8年度市議会議長会関係について、事務局から報告をさせます。

○事務局 市議会議長会関係について報告いたします。

令和8年4月16日、神戸市の神戸メリケンパークオリエンタルホテルで近畿市議会議長会定期総会前理事会が開催され、理事として議長が出席いたしました。

主な内容は、開会、会長及び定期総会開催市議会の丹波篠山市議会議長の挨拶、新任議長等の紹介に引き続き、令和8年1月26日から3月31日までの会務報告、支部提出議案の審議、協議事項として、第91回近畿市議会議長会定期総会の運営について協議し、理事会が閉会されました。

続いて、第91回近畿市議会議長会定期総会が開催されました。

主な内容は、開会式に引き続き、令和7年4月17日から令和8年3月31日までの会務報告、令和6年度会計歳入歳出決算、令和7年度会計前期の出納検査結果報告、

令和10年度第23回全国市議会議長会研究フォーラムが兵庫県姫路市にて開催されることの報告、支部提出議案2件と会長提出議案の令和8年度会計予算の審議、その後、役員を選任が行われ、新旧役員代表による挨拶、最後に、次期定期総会開催市である滋賀県の栗東市議会議長の挨拶があり、定期総会が閉会されました。

定期総会閉会后、明治大学文学部教授、齋藤孝氏を講師に招き、「思いを伝える言葉の力」と題して研修会が開催されました。

次に、令和8年5月25日、本市のホテルいとうにて、令和8年度和歌山県市議会議長会第1回総会が開催され、正副議長が出席いたしました。なお、開催市長として中芝市長が出席されました。

主な内容は、開会、新任正副議長及び事務局長の紹介、会長挨拶、開催市の玉田議長の挨拶に引き続き、中芝市長の挨拶、その後、永年在職議員表彰式に引き続き、玉田議長が会議の議長となり、令和8年2月10日から5月24日までの会務報告、令和7年度和歌山県市議会議長会会計決算及び令和8年度和歌山県市議会議長会会計予算案並びに国への要望案について審議、協議事項では、次期総会開催市と日程について協議を行い、新宮市で令和9年2月10日に開催予定とすることを決定、その他として、和歌山県関係国会議員への要望活動案について協議し、令和8年度和歌山県市議会議長会第1回総会が閉会されました。

第1回総会閉会后、この旧和歌山県議会議事堂に移動し、視察が行われました。

次に、令和8年5月27日、東京都千代田区の東京国際フォーラムにて全国市議会議長会第102回定期総会が開催され、議長が出席いたしました。

主な内容は、開会式、表彰式に引き続きまして、令和7年5月1日から令和8年4月30日までの会務報告、各委員会事務報告、令和6年度各会計決算及び令和8年度各会計予算の審議、部会提出議案及び会長提出議案の審議、部会等推薦役員の選任、相談役の委嘱の後、閉会式にて感謝状の贈呈が行われ、全国市議会議長会第102回定期総会が閉会されました。

以上です。

○玉田議長 以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第5 市長の行政報告

○玉田議長 日程第5 市長の行政報告を行います。

市長。

○中芝市長 議員の皆様方におかれましては、平素より岩出市の発展に対し、ご支援、

ご協力を賜り、誠にありがとうございます。また、本日は皆様にご出席をいただき、令和8年度第2回岩出市議会定例会を開催できますこと、厚く御礼を申し上げます。

それでは、本会議の開会に当たり、当面の岩出市行政についてご報告をいたします。

初めに、本年30回目を迎えます市政懇談会についてであります。区自治会長会との共催により、7月11日から8月5日の間、市内10会場で実施をいたします。議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、職員採用試験についてであります。5月24日に本年8月採用として、社会人等を対象とした一次試験を実施いたしました。また、7月12日には令和9年4月採用に係る一次試験を実施いたします。なお、8月採用の採用予定者数は、一般事務職の社会人枠、大卒枠で、それぞれ若干名、保健師、調理師、それぞれ数名としております。その他の区分には応募がありませんでした。

4月採用については、一般事務職、技師、保健師、主任介護支援専門員、福祉職について募集区分ごとに1名から5名程度としております。それぞれ最終の合格内定者につきましては、後日、議会に報告をさせていただきます。

次に、人権教育啓発についてであります。6月13日土曜日の人権教育啓発指導者研修会を皮切りに、市内5会場において、地区別人権学習会を開催いたします。議員各位におかれましても、ご出席くださいますようお願いいたします。今後も本年4月1日に施行の岩出市人権尊重のまちづくり条例や人権施策基本方針に基づき、さらなる人権尊重の推進に取り組んでまいります。

次に、「クリーン缶トリー運動イン岩出」についてであります。岩出市制施行20周年記念事業として、市議会との共催で、環境月間に合わせ6月7日日曜日に、市内5か所で実施をいたしました。議員各位のご協力ありがとうございました。引き続きこの運動を通して、「ごみのないまち・きれいなまち・美しいふるさとづくり」の推進に取り組んでまいります。

次に、道路事業についてであります。県道小豆島岩出線につきましても、旧道西野橋西詰から吉田地内に加え、昭和56年に新たに紀の川堤防道路が完成し、現在、和歌山県で2路線を管理しております。現在実施をしている市道金屋荊本線の整備にめどがついたため、未整備区間が存在する旧道である県道小豆島岩出線を県と市で歩道を含む道路整備を行えるよう、市道への移管を行う市道路線の認定を上程しておりますので、ご承認賜りますようお願いいたします。

なお、現在実施中の中黒地区及び金屋地区の整備が完成するまで、県と市の重複

管理となります。

次に、住宅耐震化促進事業についてであります。南海トラフを震源とする大規模地震などの震災に備え、市では住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを推進するため、住宅の耐震化に取り組んでおります。全国各地での地震発生により、震災に対する市民の関心が高まる中、1件でも多くの耐震化が図れるよう、本定例会において耐震事業に要する補正予算を上程しておりますので、ご承認賜りますようお願いをいたします。

次に、いわで夏まつりについてであります。本年度の開催については、8月の最終土曜日の29日に開催することが、去る6月5日のいわで夏まつり実行委員会において決定されました。今年は市制施行20周年の記念すべき年であり、岩出市及び市議会の後援を受け開催いたします。いわで夏まつりには、市民の皆さんのみならず、近隣市町からも多くの来場者が訪れるイベントであり、「活力あふれるまちふれあいのまち」を市内外にPRする絶好の機会であります。開催に当たりましては、各団体と連携し、準備を進め、本番に向け万全の安全対策を講じてまいります。

次に、教育関係についてであります。令和7年度の卒業式及び8年度の入学式では、議員各位にご臨席をいただき、誠にありがとうございました。3月議会でご承認いただきました繰越明許費補正の山崎北小学校トイレ改修事業、各中学校LED化改修事業、トイレコンテナ等購入事業は、入札が終わり契約も済ませております。また、本年度の予算でご承認いただいた、その他教育施設のLED化改修事業についても入札が終わり、契約段階にありますが、現在の経済状況から、資材調達が大変困難な時期であることも考慮し、事業を進めてまいります。なお、市制施行20周年記念コンサートについては、9月中旬の実施に向け準備を進めております。

本日は説明申し上げましたこれらの施策の推進に積極的に取り組み、岩出市政の発展に努めてまいりますので、今後とも議員の皆様方のご理解、ご支援をお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○玉田議長 以上で、市長の行政報告を終わります。

市長の行政報告につきましては、会議終了後、その写しを全議員に配付させていただきます。

~~~~~○~~~~~

日程第6 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）～

日程第23 議案第56号 動産の取得について

○玉田議長 日程第6 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）の件から日程第23 議案第56号 動産の取得の件までの議案18件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○川端副市長 ただいま議題となりました諸議案について、ご説明申し上げます。

今回ご審議をお願いする案件につきましては、専決処分の承認を求める案件が8件、条例案件が2件、令和8年度の補正予算案件が5件、市道路線の認定案件が1件、動産の取得案件が2件の18件であります。

初めに、専決処分の承認を求める案件についてご説明いたします。

議案第39号 岩出市税条例の一部改正、議案第40号 岩出市都市計画税条例の一部改正、議案第41号 岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正、議案第42号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。地方税法等の改正に伴い、所要の改正を要したものであります。

次に、議案第43号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第10号）についてであります。既決の予算の総額に4億8,548万9,000円を追加するほか、繰越明許費について補正したものであります。

主な内容は、歳入では、歳入実績による地方交付税の補正のほか、各事務事業費の精算及び交付決定等による事業財源などについて、歳出では、各事務事業費の精算のほか、入札等による請負及び購入差額、決算収支見込みによる基金積立金などについて補正を行うものであります。

次に、議案第44号 令和7年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。既決の予算の総額に1,559万9,000円を追加したものであります。

主な内容は、歳入では、保険給付費等交付金（特別交付金）のほか、財政対策補助金、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分・保険者支援分）、未就学児均等割保険税軽減繰入金、産前産後保険税軽減繰入金、出産育児一時金等繰入金、その他一般会計繰入金（地方単独事業波及分及び返納金）について、歳出では、出産育児一時金及び国民健康保険事業運営基金積立金について補正を行うものであります。

次に、議案第45号 令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第5号）についてであります。既決の予算の総額から9,198万6,000円を減額したものであります。

主な内容は、歳入では、介護給付費、普通調整交付金のほか、地域支援事業費に係る国庫支出金、介護給付費に係る支払基金交付金、介護給付費及び地域支援事業費に係る県支出金、一般会計繰入金、雑入について、歳出では、一般管理費のほか、介護認定審査会費、認定調査等費、介護サービス費等に係る保険給付費、サービス事業費、介護予防ケアマネジメント事業費、包括支援センター管理費、任意事業費、介護給付費準備基金積立金について補正を行うものであります。

次に、議案第46号 令和7年度岩出市墓園事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。既決の予算の総額から1,407万5,000円を減額したものであります。

主な内容は、墓地使用の申込件数が当初の見込数を下回ったことによる補正を行うものであります。

続いて、条例案件についてご説明いたします。

議案第47号 岩出市印鑑条例の一部改正についてであります。印鑑登録証明事務処理要領の一部改正及び出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正を行うとともに、併せて個人番号カード等により、市民課窓口での印鑑登録証明書の交付ができるよう、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第48号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてであります。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

続いて、令和8年度補正予算案件についてご説明いたします。

議案第49号 令和8年度岩出市一般会計補正予算（第1号）についてであります。既決の予算の総額に1億2,479万9,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入では、事業の採択等による国庫支出金の事業財源のほか、諸収入などについて、歳出では、人事異動等による人件費のほか、生活保護扶助費、環境衛生費におけるクビアカツヤカミキリ防除対策事業費及び工事請負費、土木総務費における測量設計委託料及び工事請負費、岩出市住宅耐震化促進事業費などの補正を行うものであります。

議案第50号 令和8年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。既決の予算の総額に50万6,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入では、国民健康保険システム改修のための保険給付費等交付金（特別交付金）のほか、子ども・子育て支援事業費国庫補助金について、歳出では、調査報告様式の変更に伴う国民健康保険システム改修委託料のほか、子ども・子育て

て支援金制度周知チラシ印刷代について補正を行うものであります。

議案第51号 令和8年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてありますが、既決の予算の総額に650万9,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入では、地域支援事業費に係る国庫支出金のほか、介護保険事業費補助金、地域支援事業費に係る県支出金、一般会計繰入金、介護給付費準備基金繰入金について、歳出では、システム改修委託料のほか、人事異動等による人件費について補正を行うものであります。

議案第52号 令和8年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）についてありますが、既決の収益的支出の予定額から793万2,000円を減額するものであります。

主な内容は、人事異動等による人件費について補正を行うものであります。

議案第53号 令和8年度岩出市下水道事業会計補正予算（第1号）についてありますが、既決の収益的支出の予定額に439万1,000円を追加し、既決の資本的収入の予定額から232万2,000円を減額し、既決の資本的支出の予定額から671万3,000円を減額するものであります。

主な内容は、収益的支出、資本的収入及び支出において、人事異動等による人件費等について補正を行うものであります。

続いて、市道路線の認定案件についてご説明いたします。

議案第54号 市道路線の認定についてありますが、開発行為等による帰属道路等8路線を市道認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最後に、議案第55号及び第56号の動産の取得についてありますが、基幹系システム用パソコン一式及び小中学校教職員用パソコン一式を購入するものであり、予定価格が2,000万円以上であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、提出しました諸議案の説明とさせていただきます。何とぞ慎重ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○玉田議長 以上で、提案理由の説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○玉田議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を6月17日水曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○玉田議長　ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を６月１７日水曜日、午前９時３０分から開くことに決しました。

なお、６月１７日水曜日以降の会議は、岩出市役所市議会議場で開きます。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(１０時０２分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 8 年 6 月 1 7 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第2号）

令和8年6月17日

|       |         |                                                                 |
|-------|---------|-----------------------------------------------------------------|
| 開 議   | 午前9時30分 |                                                                 |
| 日程第1  | 議席の指定   |                                                                 |
| 日程第2  | 議案第39号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(岩出市税条例の一部改正)                              |
| 日程第3  | 議案第40号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(岩出市都市計画税条例の一部改正)                          |
| 日程第4  | 議案第41号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置<br>に関する条例の一部改正) |
| 日程第5  | 議案第42号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(岩出市国民健康保険税条例の一部改正)                        |
| 日程第6  | 議案第43号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和7年度岩出市一般会計補正予算第10号)                     |
| 日程第7  | 議案第44号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和7年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号)                |
| 日程第8  | 議案第45号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号)                  |
| 日程第9  | 議案第46号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和7年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号)                  |
| 日程第10 | 議案第47号  | 岩出市印鑑条例の一部改正について                                                |
| 日程第11 | 議案第48号  | 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について                                       |
| 日程第12 | 議案第49号  | 令和8年度岩出市一般会計補正予算（第1号）                                           |
| 日程第13 | 議案第50号  | 令和8年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）                                     |
| 日程第14 | 議案第51号  | 令和8年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）                                       |
| 日程第15 | 議案第52号  | 令和8年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）                                         |
| 日程第16 | 議案第53号  | 令和8年度岩出市下水道事業会計補正予算（第1号）                                        |
| 日程第17 | 議案第54号  | 市道路線の認定について                                                     |
| 日程第18 | 議案第55号  | 動産の取得について                                                       |
| 日程第19 | 議案第56号  | 動産の取得について                                                       |

○玉田議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

説明員の中芝正幸市長は、体調不良のため、本日の会議を欠席する旨の申出がありましたので、ご了承願います。

本日の会議は、議席の指定、議案第39号から議案第56号までの議案18件につきましては、質疑、常任委員会への付託です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 議席の指定

○玉田議長 日程第1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指定することに決しました。

それでは、議席はただいまのご着席のとおり指定いたします。

なお、1番議席は空席といたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）～

日程第19 議案第56号 動産の取得について

○玉田議長 日程第2 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）の件から日程第19 議案第56号 動産の取得の件までの議案18件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、質疑、答弁とも発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることをのしないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、順次発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

1 番目、公明党議員団、大上正春議員、質疑時間50分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いいたします。

大上正春議員、議案第45号の質疑をお願いいたします。

○大上議員 おはようございます。

議長の許可を得ましたので、議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号）について、2点ご質問させていただきます。

説明書の7ページの2款1項1目18節居宅介護サービス給付費が増となった理由についてと、同じページの2款1項5目18節の施設介護サービス給付費が減となった理由についてお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

保険介護課長。

○中井保険介護課長 おはようございます。大上議員のご質疑にお答えいたします。

1点目、居宅介護サービス給付費が増となった要因については、居宅介護サービスのこれまでの実績から、当初、利用件数を延べ1万1,303件、1件当たり14万2,981円と見込んでいましたが、実績は延べ1万2,181件、1件当たり14万1,600円となり、増の要因は、要介護等認定者数の増に伴う利用件数の増と考えます。特に伸びが大きいのは、訪問介護、訪問看護、居宅療養管理指導となっています。

続いて2点目、施設介護サービス給付費が減となった要因については、当初利用件数を延べ3,732件、1件当たり29万8,959円と見込んでいましたが、実績は、延べ3,399件、1件当たり28万77円となり、利用件数、1件当たりの給付費ともに当初見込みより減少しています。施設介護サービスには、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院がありますが、特に介護医療院が当初の見込みより減となっています。

要因については、本市には、現在、介護医療院は2か所ありますが、うち1か所が令和6年12月に介護医療院に転換したため、当初予算算定時に実績がなく、既存施設の実績を参考に算定したところ、見込みを下回ったことで予算との差が生じたものと考えています。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

大上正春議員。

○大上議員 特別養護老人ホームも入っているということなんで、施設のサービスの中に入っているかと思うんですけども、比較的費用負担のない特養を希望して、

待っておられる利用者もいるかと思うんですけども、現在の待機者数について、把握できていれば教えていただきたいと思います。

あと、特別養護老人ホームの介護職員の不足により、入所を制限しているといった情報というのはないのでしょうか。

あと1点は、経済的な理由によって施設の入所を断念して、居宅介護サービスを受けているということも考えられるのではないかなというふうに思うんですけども、そこら辺の件についてお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

保険介護課長。

○中井保険介護課長 大上議員の再質疑にお答えします。

まず、特別養護老人ホームの待機者数なんですけども、令和7年4月1日の状況では、岩出市の被保険者の待機者は8名で、うち在宅で待機している方は3名となっています。

それから、介護職員が不足しているということが原因で、ベッド数を縮小とかして入所制限をさせている状況はないかということなんですけども、市内の特別養護老人ホーム2か所ともそういった状況はありません。

それから、施設に入りたいんですけども、費用負担の関係で在宅になっているということはないかということなんですけども、サービスの利用は、原則としてご本人の選択に基づくものですが、窓口でのご相談の中には、費用負担の少ない施設を希望される方もいらっしゃいます。そういった考えも考慮して、サービスを選択されている方もいらっしゃるかもしれませんが、具体的な人数については把握しておりません。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○玉田議長 これで、大上正春議員の質疑を終わります。

2番目、創生岩出、西野峻也議員、質疑時間50分以内で通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

西野峻也議員、議案第43号の質疑をお願いいたします。

○西野議員 おはようございます。

議案第43号 専決処分の承認を求めることについて、質疑を行わせていただきます。

説明書の12ページ、歳出の2款1項1目18節負担金、補助及び交付金についてで

すが、減額となっている補助金、助成金、それぞれの減額理由をお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

総務課長。

○西浦総務課長 西野議員ご質疑についてお答えいたします。

まず、自治会等振興助成金につきましては、当初予算において交付対象世帯が1万5,100世帯の見込みに対し、申請交付実績が1万3,945世帯であったため減額としております。

次に、地区集会所整備事業補助金につきましては、例年、当初予算において修繕工事、備品購入等に200万円、集会所新築に600万円の計800万円の計上をしております。そちらの7年度の実績が、修繕工事等で9件、97万1000円であったため減額としております。

次に、大阪方面路線バス補助金については、当初予算の積算と比較しまして、運行収入の実績が増加したことにより、市補助金の減額としております。

次に、巡回バス補助金につきましては、令和7年度に新車両導入を予定しておりましたが、納期の都合により、令和8年度に変更したため、運行経費が減額となる一方、国補助金が上限額の改定等により増額となったため、市補助金の減額としております。

次に、境谷・押川地区タクシー利用助成金につきましては、対象人数が46名の見込みに対し、申請・交付実績が35名であったこと及びその利用実績により減額としております。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

西野峻也議員。

○西野議員 大阪方面路線バス補助金なのですが、運行収入の増が主な理由で減額ということなんですけど、令和6年度予算3,291万1,000円で、決算が1,303万7,750円、令和7年度予算が3,764万6,000円、本議案で1,930万9,000円の減額で、令和8年度も予算で3,257万4,000円の予算立てられておるんですけど、減額が続く中でも、毎年同水準の予算立てられている、その理由とかあればお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

総務課長。

○西浦総務課長 西野議員の再質疑にお答えいたします。

本予算の積算に関しましては、直近の実績のございます前々年度の実績を基に、経費のほうを算出し、補助金の額を決定しておるため、7年度予算に関しましては、

令和５年度の実績を基に算出しております。令和５年度はコロナ禍からの回復傾向の時期であったため、実績と若干の乖離があるというふうに分析しております。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○玉田議長 続きまして、議案第49号の質疑をお願いいたします。

西野峻也議員。

○西野議員 次に、議案第49号 令和８年度岩出市一般会計補正予算について、質疑を行わせていただきます。

まず１点目、説明書５ページ、歳入の21款３項２目８節の子ども活動支援金ですが、この支援金はどういったものなのか、またその申請要件をお聞かせください。

次に２点目として、18ページ、歳出の４款１項５目14節の工事請負費ですが、ドッグラン広場へのテントシェルターの設置とのことですが、設置に至った経緯、どのような形態のものなのか、あと使用方法をお聞かせください。

次に３点目、26ページ、歳出の９款５項３目17節の一般備品購入費なんですけど、子供用パークゴルフクラブなどの詳細、パークゴルフ場の子供の利用者数、そして新たに子供用のレンタル用具使用料を設定するのかをお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

生涯学習課長。

○湯葉生涯学習課長 西野議員の１点目と３点目のご質疑に一括してお答えいたします。

子ども活動支援金とは、公益財団法人ライフスポーツ財団が、地方公共団体及び広域地方公共団体のスポーツ協会に対し、小学生以下の子供とその保護者を対象に、地域で実施する遊びを通じた運動活動習慣の形成を目的とするスポーツができる環境の創出及び整備にかかる費用を支援するために設立した支援金です。

支援の要件は７項目あり、主要な要件としまして、小学生以下の子供が直接参加し体を動かす計画であること、申請団体が直接関与する公共の場所で実施されること、充当額が50万円以上であること、実施時期、場所、内容が具体的に計画されていること、営利目的や広告色の強い事業は対象外とするとなっております。

次に、令和７年度のいきいき広場の利用者数は6,813人、うち子供の利用者数は288人、全体に占める割合は4.2%となっております。このことから、いきいき広場の整備目的である世代を問わず、幅広い世代の利用をより一層図るべく、申請し、採択されましたので、子供用のパークゴルフクラブ右用32本、左用８本及びボール

25個の用具を購入するための歳入及び歳出を本定例会に上程するものです。

なお、新たに貸し用具使用料を設定するかについては、現在の使用料を継続してまいります。

引き続き指定管理者と連携しながら、好評いただいた世代間交流キャンペーンの実施や、子供と保護者、地域及び3世代の方々が楽しめる体験会の開催などを検討し、あらゆる機会を通じて、幅広い世代への周知に努めてまいります。

○玉田議長 答弁願います。

生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 西野議員の2点目の質疑にお答えいたします。

テントシェルターの設置の経緯につきましては、岩出ドッグラン広場がオープン以来、多くの方に利用していただいております。今年に入り、小型犬エリアにテントシェルターが株式会社大志組の寄贈により1基設置されました。昨今の猛暑が続いている中、テントシェルターに関する要望書も提出されたこともあり、中・大型犬エリアに追加でもう1基テントシェルターを設置するものでございます。

形態につきましては、現在、中・大型犬エリアに設置されてあるテントシェルターと同一のもので、日よけがついた屋根つきのものとなっております。また、使用方法につきましては、日よけ、雨よけ、休憩の場として使用いただくものでございます。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

西野峻也議員。

○西野議員 2点お聞かせください。

まず、テントシェルターなんですけど、要望があったということなんですけども、その要望はどういった内容だったのか、教えていただきたいです。

次に、子供用のパークゴルフクラブの導入、こちらも同様に要望があったのか、お聞かせ願います。

○玉田議長 答弁願います。

生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 再質疑にお答えします。

テントシェルターの要望についてですけれども、やはり先ほど申しましたとおり、昨今の猛暑が続いているという中、また利用者も多いというところで、やっぱりテント1基ではなかなか利用者の数が、そこで日よけとして使えないというようなご要望もいただきましたので、もう1基追加ということでさせていただきます。

○玉田議長 生涯学習課長。

○湯葉生涯学習課長 再質疑についてお答えします。

子供用クラブの要望があったかというご質疑ですが、以前、障害児の支援団体から利用の相談がありまして、その際は、子供用クラブ本数が不足お断りした経緯も踏まえて、今回この支援金を活用するものです。よりたくさんの子供と保護者、地域及び3世代の方々が楽しめるよう周知に努めてまいりますので、議員各位におかれましても広く周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○玉田議長 これで、創生岩出、西野峻也議員の質疑を終わります。

3番目、市来利恵議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

市来利恵議員、議案第40号の質疑をお願いいたします。

○市来議員 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市都市計画条例の一部改正）についてなんですが、附則第7項の法附則第15条の11第1項の条例で定める割合として、課税標準の特例割合について、国が6分の1、3分の1、最大2分の1で範囲を示しております。岩出市が3分の1とした理由についてお聞かせください。また、特別特定建築物は市内にどれぐらいあるのかを教えてください。

○玉田議長 答弁願います。

税務課長。

○伊藤税務課長 市来議員のご質疑についてお答えします。

1点目の法附則第15条の11第1項の規定に基づき、条例で定める割合を3分の1とした理由についてでございますが、法が十分参照しなければならない基準として示す、いわゆる参酌基準において3分の1とされていることから、市といたしましては、3分の1とすることが適当であると判断したものでございます。

2点目の特別特定建築物は市内にどれぐらいあるのかにつきましては、特別特定建築物とは、不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物、その他の特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものとされており、本市におきましては、当該政令上の分類による正確な棟数までは把握しておりません。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

市來利惠議員。

○市来議員　これ一定バリアフリー化を進めるためでもあるんだと思うんですが、これをやることによって、そうしたことが進められるのかというところについては、市としてはどのように考えておられるのかだけお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

税務課長。

○伊藤税務課長 市来議員の再質疑にお答えいたします。

最大限の減額割合である2分の1とすることにつきましては、市といたしましても検討を行ったところでございますが、対象建築物の拡大と補助金が交付されることから、既に十分な動機づけが確保されているものと認識しているところでございます。このため、市といたしましては、本市の単独負担により参酌基準を超える減額を追加的に講じる必要性はないと判断し、法令において示されております参酌基準である3分の1を採用することが妥当であると判断したものでございます。

○玉田議長 総務部長。

○広岡総務部長 再質疑にお答えさせていただきます。

当該減額の措置につきましては、その要件といたしまして、バリアフリーに係る補助金を受け取っているということが前提としてございますので、都市計画税条例の改正につきましても進められる１つとなるとは考えております。

○玉田議長 再々質疑はありませんか。

(な し)

○玉田議長　続きまして、議案第42号の質疑をお願いいたします。

市來利惠議員。

○市来議員 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）について質疑を行います。

まず、加入者の影響はどうなっていくのかについてお聞かせください。

次に、中間層の負担は増えていないのか。

また、実質的な値上げではないか。

この3点について答弁をお願いします。

○玉田議長 答弁願います。

保險介護課長。

○中井保険介護課長 市来議員のご質疑にお答えいたします。

ご質疑の１点目、加入者の影響はどうなるのかについては、令和８年６月５日現

在の試算値でお答えいたします。

まず、基礎課税額の課税限度額を1万円引き上げる改正により、課税限度額を超過する世帯数は84世帯で、改正前と比較し4世帯の減、引上げによる影響額は86万3,854円の増となります。また、子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額を3万円に設定する改正により、課税限度額を超過する世帯数は53世帯で、限度超過額は177万576円となります。

保険税軽減判定所得の拡大の改正のほうにつきましては、まず、国保税額が5割軽減の軽減対象世帯数は933世帯で、改正前と比較し9世帯の増、影響額は53万1,135円の減となります。2割軽減の軽減対象世帯は780世帯で、改正前と比較し15世帯の増、影響額は32万7,144円の減となります。

次に2点目、中間層の負担は増えていないのかについてですが、課税限度額の引上げは、高所得層により多く負担いただくことにより、保険税率引上げ検討の際、中間所得層に配慮した保険税設定が可能となるものであります。令和8年度は、基礎課税額の保険税率は据置きとしていますので、中間所得層の負担に直接的な影響はありません。また、子ども・子育て支援納付金分の課税限度額については、課税の上限額を3万円までとするものであり、中間所得層に直接影響する改正ではございません。

次に3点目、実質的な値上げではないかについてですが、今回の条例改正は、課税限度額及び低所得者の軽減判定所得に関する改正となりますので、この条例改正により、課税限度額の影響を受ける高所得層は、実質的に値上げとなります。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○玉田議長 続きまして、議案第43号の質疑をお願いいたします。

市来利恵議員。

○市来議員 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度岩出市一般会計補正予算第10号）について、先ほどの質疑等々とも重なると思いますが、答弁をお願いします。

12ページの2款1項1目18節の大阪方面路線バス補助金の約1,900万円の減額理由についてお聞かせください。

次も12ページの2款1項7目12節のデジタル基盤改革に伴うシステム改修等委託料の減額について、延期となった理由についてお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

総務課長。

○西浦総務課長 市来議員のご質疑にお答えいたします。

大阪方面路線バス補助金につきましては、当初予算の積算時と比較し、運行収入の実績が増加したことにより、市補助金を減額としております。

○玉田議長 情報推進室長。

○福岡情報推進室長 市来議員のご質疑2点目、デジタル基盤改革に伴うシステム改修が延期となった理由についてお答えします。

令和7年10月29日に、総合行政システムの請負事業者である紀陽情報システム株式会社から延期の申出がありました。延期の理由につきましては、パッケージ開発元において、度重なるシステム開発の遅延が十分に解消されていないことや、断続的に不具合対応等のシステムの改修が続いており、改修事案の減少が十分に実施できていないことなどにより、十分なシステムの運用サポートを提供することができず、日々の業務運用に支障が生じる可能性が高いと考えられるため、延期したいとのことでした。

本市といたしましては、行政事務の遂行に伴い、市民等の情報資産を適切に取り扱い、安全かつ安定的な行政サービスを提供することが最優先であるため、延期の申出を承諾いたしました。

○玉田議長 再質疑はありませんか。

市来利恵議員。

○市来議員 まず1点目です。大阪方面路線バスの補助金の件で、運行の実績数が上がったということなのですが、その要因というのは、どこにあるのかという点、何が考えられるのかという点をお聞かせください。また、これ国の補助金というのはどれぐらい入っているのか、教えてください。

2つ目は、デジタル基盤改革の部分については、システム上の不具合の問題等々が解決されてからという形で延期という形になっていると思うんですが、現在はどうなっているのか。また、そうした不具合等々も含めても発生していないのかという点をお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

総務課長。

○西浦総務課長 市来議員の再質疑にお答えいたします。

運行収入における増加に関しましては、参考にしました令和5年度がコロナ禍からの回復途中であったことと、それに伴いまして、令和6年度、7年度が運行収入

が伸びてきているということで、増収になっているというふうに分析しております。

増加している要因といたしましては、近隣の大学の利用者の増等が考えられますが、全体としての原因としては把握はしておりません。

それから、国の補助金に関しましては、令和7年度においては420万8,000円の収入となっております。

○玉田議長 情報推進室長。

○福岡情報推進室長 市来議員の再質疑についてお答えします。

請負事業者のほうでは、現在、システムの開発、また検証のほうを行っております。現在、請負事業者のほうでは高野町、松原市などで稼働を既に新システムのほうでしておりますが、住民等への被害とかの影響はございません。

○玉田議長 再々質疑はありませんか。

市来利恵議員。

○市来議員 1点だけ、デジタルのやつについては、他の市町村でやっているのかな。それなら、岩出市はまだということになってくると思うんですけど、じゃあ、いつ頃になるというふうな形での計画というのは、そういう見込みというのはどのようなになっていますでしょうか。

○玉田議長 答弁願います。

情報推進室長。

○福岡情報推進室長 市来議員の再々質疑についてお答えします。

本市の対応時期の予定は、令和9年9月を予定しております。

○玉田議長 続きまして、議案第49号の質疑をお願いいたします。

市来利恵議員。

○市来議員 議案第49号 令和8年度岩出市一般会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

18ページの4款1項5目12節被害木防除対策委託料ということで、被害状況について教えていただきたいと思います。また、これ委託先についても、どこに委託をされるのか、お答えください。

次は、18ページの4款1項5目14節、先ほどの工事請負費になります。工事内容についてお答えください。

○玉田議長 答弁願います。

生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 市来議員のご質疑にお答えいたします。

クビアカツヤカミキリの被害状況につきましては、令和7年度で根来寺を中心に18地点、54本、令和8年度6月12日時点では、同じく根来寺を中心に5地点、23本が発見されてございます。

委託先についてでございますが、今回の特定外来生物防除等対策事業は、環境省の自然観光資源の毀損を防ぐための外来生物対策事業でございます。観光地としての魅力を喪失させるおそれのある特定外来生物のうち、桜の名所に被害を生じさせるクビアカツヤカミキリの防除等を集中的に支援するものでございます。委託先は、現時点では決まっておりますが、樹幹へのネット巻き、薬剤の樹幹注入、薬剤の散布、被害樹の伐採等に対応できる業者に委託することと考えてございます。

続きまして、工事請負費の工事の内容ですけれども、こちらは岩出ドッグラン広場の中・大型犬エリアに、追加でもう1基テントシェルターを設置するものでございます。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

市来利恵議員。

○市来議員 1点だけなんですけど、クビアカツヤカミキリの問題については、対策というのが今のところなくて、伐採して、根元を包んでというような形にしかならないと思うんですけど、観光のところである桜ですね、根来周辺で桜が54本と23本ですか、なっているんですけど、今後どう守っていくのかというところが大切になってくると思うんですけど、大変難しい問題になってくるんですけど、例えば近隣市町村でも各地で広がってきていますよ。梅、桃、もちろん桜なんで、そうしたような状況とかという把握とかは、連携とかそういうようなしっかりとした情報を共有できるような形での対策というのを打ってあるのかどうかというのをちょっとだけお聞きしたいと思います。

○玉田議長 答弁願います。

生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 再質疑にお答えいたします。

クビアカツヤカミキリのまず発生状況の確認等につきましては、現在、県の保健所と常に行動を共にして、現地確認するなどして、被害状況は県と情報共有を常に行っている状況でございます。

また、根来寺に関しましても、特に桜ですけれども、老木の桜に特につくというところがございますので、そういったところを中心に、こういった財源を通じて、防除対策をしていきたいということで、観光名所を守っていきたいというのが市の

考えてございます。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○玉田議長 これで、市来利恵議員の質疑を終わります。

以上で、議案第39号から議案第56号までの議案18件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第39号から議案第56号までの議案18件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

○玉田議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

次の会議を6月25日木曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を6月25日木曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時12分)

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 8 年 6 月 2 5 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第3号）

令和8年6月25日

| | | |
|-------|---------|---|
| 開 議 | 午前9時30分 | |
| 日程第1 | 議案第39号 | 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市税条例の一部改正) |
| 日程第2 | 議案第40号 | 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市都市計画税条例の一部改正) |
| 日程第3 | 議案第41号 | 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置
に関する条例の一部改正) |
| 日程第4 | 議案第42号 | 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市国民健康保険税条例の一部改正) |
| 日程第5 | 議案第43号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和7年度岩出市一般会計補正予算第10号) |
| 日程第6 | 議案第44号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和7年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号) |
| 日程第7 | 議案第45号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号) |
| 日程第8 | 議案第46号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和7年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号) |
| 日程第9 | 議案第47号 | 岩出市印鑑条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第48号 | 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第49号 | 令和8年度岩出市一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第50号 | 令和8年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 議案第51号 | 令和8年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第14 | 議案第52号 | 令和8年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第15 | 議案第53号 | 令和8年度岩出市下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第16 | 議案第54号 | 市道路線の認定について |
| 日程第17 | 議案第55号 | 動産の取得について |
| 日程第18 | 議案第56号 | 動産の取得について |
| 日程第19 | 委員会 | の閉会中の継続調査申出について |

○玉田議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議案第39号から議案第56号までの議案18件につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、それと委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）～

日程第18 議案第56号 動産の取得について

○玉田議長 日程第1 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）の件から日程第18 議案第56号 動産の取得の件までの議案18件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案18件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果及び主な質疑につきまして、各委員長から報告を求めます。

総務建設常任委員会委員長、福岡進二議員、演壇でお願いいたします。

○福岡議員 おはようございます。

総務建設常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

6月17日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）外、議案11件です。

当委員会は6月19日金曜日、午前9時30分から開催し、総務部門、建設部門の順に審査を実施しました。

議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）、議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市都市計画税条例の一部改正）、議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正）、議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度岩出市一般会計補正予算第10号）所管部分、議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号）、議案第47号 岩出市印鑑条例の一部改正の件、議案第48号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件、議案第49号 令和8年度岩出市一般会計補正予算（第1号）所管部分、議案第52号 令和8年度岩

出市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第53号 令和8年度岩出市下水道事業会計補正予算（第1号）、議案第54号 市道路線の認定の件、議案第55号 動産の取得の件、以上12議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第39号、議案第40号、議案第41号、議案第43号の所管部分及び議案第46号は承認、議案第47号、議案第48号、議案第49号の所管部分、議案第52号、議案第53号及び議案第55号は可決、議案第54号は認定しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）では、固定資産税の免税点について、家屋及び償却資産の免税点引上げにより、新たに非課税となるものの見込みは、について。

議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市都市計画税条例の一部改正）では、質疑はありませんでした。

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正）では、特例措置を受けた実績は何件ぐらいあるのか、について。

議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度岩出市一般会計補正予算第10号）所管部分では、和歌山防災力パワーアップ補助金の補助内容は。また減額理由は。土地売却収入について、法定外公共物等の内訳は。また売却先は。大阪方面路線バス補助金が減額となった要因は。新規就農者育成総合対策事業補助金について、事業が延期となった理由は。また、補助対象者が予定としていた作物は。水田農業構造改革対策事業費の工事請負費について、市民農園の工事内容は。また、市民農園を新たに開設しなかったのは応募がなかったためか。都市計画総務費の工事請負費の減額内容は。岩出市住宅耐震改修事業費補助金の減額理由は。自主防災組織育成事業補助金が減額となった要因は。また、減額する補助内容の内訳は、について。

議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号）では、質疑はありませんでした。

議案第47号 岩出市印鑑条例の一部改正の件では、印鑑登録証明書の交付について、代理人が交付手続を行う場合、委任状が必要となるのか、について。

議案第48号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件、議案第49号 令和8年度岩出市一般会計補正予算（第1号）所管部分、議案第52号 令和8年度

岩出市水道事業会計補正予算（第１号）及び議案第53号 令和８年度岩出市下水道事業会計補正予算（第１号）では、質疑はありませんでした。

議案第54号 市道路線の認定の件では、一部市道認定を行わない箇所の理由は。また、その箇所の舗装等の劣化などへの対応は、について。

議案第55号 動産の取得の件では、現在使用している基幹系システム用パソコンの使用年数は。また、故障の状況は。今回購入するパソコンのメモリ数の違いは、について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○玉田議長 ご苦労さまでした。

厚生文教常任委員会委員長、尾和正之議員、演壇でお願いいたします。

○尾和議員 おはようございます。

厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

６月17日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）外、議案７件です。

当委員会は６月22日月曜日、午前９時30分から開催し、厚生部門、文教部門の順に審査を実施しました。

議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（令和７年度岩出市一般会計補正予算第10号）所管部分、議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（令和７年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第４号）、議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（令和７年度岩出市介護保険特別会計補正予算第５号）、議案第49号 令和８年度岩出市一般会計補正予算（第１号）所管部分、議案第50号 令和８年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）、議案第51号

令和８年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第１号）及び議案第56号 動産の取得の件、以上７議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第43号の所管部分、議案第44号及び議案第45号は承認、議案第49号の所管部分、議案第50号、議案第51号及び議案第56号は可決しました。

議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）は、討論の後、賛成多数で承認しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）では、中間所得層は保険税額が増えないのか。また、中間所得層はどれくらいあるのか。中間所得層は影響が少ないが、子ども・子育て支援金制度ができたことによって、新たな負担が発生している事実が変わりないか。子ども・子育て支援金制度ができたことによって、直接負担が課せられる点について見解は、について。

議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度岩出市一般会計補正予算第10号）所管部分では、自立支援医療給付費（更生医療分）について、減額の理由は対象者の減か。また、その要因は。広域入所保育委託料の減額は、利用者数の減か。また、広域入所の利用者が減ったことで、市内待機児童や入所調整に影響はないのか。予防接種委託料の減額となったワクチンは何か。ごみ減量化対策事業補助金の対象者数の増加に向けた新たな施策や対策は。クリーンセンター費の委託料の減額の理由及び内容は。また、ごみの減量化対策との関連性は、について。

議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号）では、質疑はありませんでした。

議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号）では、居宅介護サービス給付費の増額の理由は。また、介護職の成り手不足の状況は。施設介護サービス給付費の減額の理由は。事業者が老人保健施設を介護医療院に転換した状況は。また、転換によって問題が起きていないのか、について。

議案第49号 令和8年度岩出市一般会計補正予算（第1号）所管部分では、質疑はありませんでした。

議案第50号 令和8年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）では、印刷製本費は子ども・子育て支援事業のチラシとのことだが、内容は。また、活用方法は。国庫補助金の額が少額なことに対する考えは、について。

議案第51号 令和8年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）では、質疑はありませんでした。

議案第56号 動産の取得の件では、現在使用しているパソコンの使用年数は。また、計画的に入れ替えているのか。入れ替えた古いパソコンの処分方法は、について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○玉田議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員会の委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、討論、採決を行います。

議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）、議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市都市計画税条例の一部改正）、議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正）、議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度岩出市一般会計補正予算第10号）、議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号）議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号）、議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号）、議案第47号 岩出市印鑑条例の一部改正の件、議案第48号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件、議案第49号 令和8年度岩出市一般会計補正予算（第1号）、議案第50号 令和8年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第51号 令和8年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第52号 令和8年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第53号 令和8年度岩出市下水道事業会計補正予算（第1号）、議案第54号 市道路線の認定の件、議案第55号 動産の取得の件、議案第56号 動産の取得の件、以上、議案17件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案17件に対する討論を終結いたします。

議案第39号から議案第41号まで及び議案第43号から議案第56号までの議案17件を一括して採決いたします。

この議案17件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号から議案第41号まで及び議案第43号から議案第46号までの議案7件は、原案のとおり承認、議案第47号から議案第53号まで、議案第55号及び議

案第56号の議案9件は、原案のとおり可決、議案第54号は原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、討論、採決を行います。

議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 議案第42号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場から討論いたします。

まず、本議案に含まれる国民健康保険税の軽減対象となる所得基準の見直しや、18歳未満の子供に係る負担軽減については、子育て世帯や生活に配慮が必要な方々への支援として評価するものであります。

その一方で、基礎課税額の課税限度額の引上げなど、市民負担の増加につながる内容が含まれており、現在も物価高騰が続く中、食料品や光熱費をはじめとする生活費の負担は大きくなっております。

国民健康保険加入者には、自営業者や年金生活者をはじめ、所得が大きく伸びにくい方々も多く含まれております。子育て支援や社会保障の充実そのものに反対するものではございませんが、しかしながら、その実現に当たっては、市民の生活への影響を十分に考慮し、負担増につながるものについては慎重であるべきと考えます。

このことから、市民負担の増加につながる部分については賛同することができません。よって、本議案には反対いたします。

○玉田議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）について、私は賛成の立場から討論いたします。

本議案は、令和8年4月1日の地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正のため専決処分されたものです。

改正の内容は、国民健康保険税の基礎課税額の限度額の引上げ、新たな制度である子ども・子育て支援納付金の課税限度額の設定並びに国民健康保険税の5割及び2割減額となる所得の拡大について、改正されるものです。

基礎課税額の限度額の引上げにより、高所得層は負担増となりますが、保険税率

は据置きとされているので、中間所得層への直接的な影響はないと聞いております。

一方で、低所得層においては減額対象が拡大される内容となり、負担軽減が図られています。

いずれも国民健康保険の運営に当たり、必要な条例改正であると考えますので、本議案に賛成といたします。

なお、令和8年第1回定例会において、申し述べたとおり、子ども・子育て支援金は、少子化対策の抜本的強化に当たり、子育て世帯を支える新しい分かち合い、全体の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代、全経済主体に、医療保険の保険料と併せて、令和8年度から拠出していただくものです。

国においては、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子供を持ち、安心して子育てできる社会、子供たちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指す、こども未来戦略「加速プラン」により、子育て支援の抜本的拡充に取り組むこととされ、対象者に一定の広がりのある6つの子育て施策、児童手当の抜本的拡充、妊婦のための支援給付、こども誰でも通園制度、出生後休業支援給付、育児時短就業給付及び育児期間中の国民年金保険料免除措置に子ども・子育て支援金が充てられます。

このまま少子化の進行を放置すれば、将来的には現役世代の負担増がより深刻化することは明らかであります。短期的な負担増に着目するのではなく、将来世代への投資として考えるべきであると申し添え、私の賛成討論といたします。

○玉田議長 次に、本案に対する反対の発言を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正について）、反対の立場で討論を行います。

今回の改正は、2026年度の国の制度改正に基づくものであり、その主な内容は、低所得者世帯を対象とした2割、5割の法定減免の対象拡大、医療分国保税の基礎課税額の1万円引上げ、そして、今年度から新たに国保税と併せて徴収されることとなった子ども・子育て支援納付金の枠組み新設に伴う減免制度及び限度額の設定であります。

確かに法定減免の対象拡大自体は積極的なものでありますが、しかし、その一方で、基礎課税額、いわゆる最高限度額の引上げが与える影響は極めて重大と言わざるを得ません。一見すると、医療分国保税が66万円から67万円と僅か1万円の引上げであるかのように説明されていますが、実際には新たに新設された子ども・子育て支援金分の最高限度額3万円がそこにそのまま上乗せされます。これによって、

国保税の最高限度額の合計は、昨年度の109万円から、今年度は一気に113万円と4万円も引上げとなります。実質的な増税にほかなりません。

もともと負担構造が重いと言われる国民健康保険において、これ以上の負担増を重ねることは、地域経済の活力をそぐことにつながります。そもそも子ども・子育て支援金は、子育てを社会全体で支えるという名目でありながら、現実に子供のいる国保加入世帯に対しても一律に課せられるなど、制度の根幹に大きな矛盾をはらんでいます。子育て世帯を応援するはずの制度が、結果として、子育て世帯の負担を増やすという本末転倒な仕組みは、到底容認するものではありません。

国の方針とはいえ、住民にダイレクトにしわ寄せが行く、このような制度の在り方は根本から改めるべきであることを強く指摘し、本案に対し反対討論といたします。

○玉田議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

(なし)

○玉田議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○玉田議長 以上で、議案第42号に対する討論を終結いたします。

議案第42号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、承認であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○玉田議長 起立多数であります。

よって、議案第42号は、原案のとおり承認されました。

~~~~~○~~~~~

日程19 委員会の閉会中の継続調査申出について

○玉田議長 日程第19 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

各委員会委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付の申出書の写しのとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○玉田議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を6月29日月曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を6月29日月曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(9時58分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 8 年 6 月 2 9 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第4号）

令和8年6月29日

|      |       |
|------|-------|
| 開　　議 | 9時30分 |
| 日程第1 | 一般質問  |

開議

( 9 時 30 分 )

○玉田議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 一般質問

○玉田議長 日程第 1 一般質問を行います。

一般質問は、7 番、福岡進二議員、9 番、大上正春議員、8 番、杉本直哉議員、10 番、田畑正昭議員、14 番、市來利恵議員、3 番、西野峻也議員、12 番、尾和正之議員、13 番、牛田佑佳議員、以上 8 名の方から通告を受けております。

なお、分かりやすく質問するため、14 番、市來利恵議員から、資料等印刷物の配布許可の申出がありましたので、会議規則第 148 条の規定により、議長においてこれを許可し、お手元に配付しております。ご了承願います。

質問時間 60 分以内で、通告に従い、発言席から順次質問を許可いたします。

発言は、市議会会議規則第 55 条の規定により、質問、答弁とも簡明に行うようお願いいたします。

通告 1 番目、7 番、福岡進二議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

福岡進二議員。

○福岡議員 おはようございます。7 番、福岡進二です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式で一般質問を行います。

今議会では、小中学校における貸切りバス等の安全管理についてと、空き家対策についての 2 点お伺いいたします。

最初に、小中学校における貸切りバス等の安全管理について質問を行います。

先日、新潟県の北越高校におきまして、部活動の移動中に大変痛ましい事故が発生しました。報道によりますと、貸切りバスではなく、レンタカーが使用されていたなど、様々な問題が報じられており、学校活動における移動手段の安全確保を改めて確認する必要があると考えています。

そこで、本市の小中学校における貸切りバス等の利用状況や、安全管理体制について 3 点お尋ねいたします。

1 点目として、貸切りバス等の現在の利用状況についてお尋ねいたします。

今回の事故では、レンタカーでの移動であり、貸切りバスではなかったことが大きな問題点として取り上げられているわけですが、学校活動における移動手段の安全性を再確認する契機となりました。本市の小中学校において、校外学習、遠足、社会見学、部活動の大会参加など、どのような学校活動で貸切りバス等を利用しているのか。また、年間でどの程度利用されているのか、お伺いいたします。

2 点目として、バス事業者の選定基準についてお伺いいたします。

貸切りバス等の契約や手配については学校単位で行っているのか、それとも教育委員会が行っているのか。また、その際、業者はどのように選定しているのか、お伺いいたします。

最後に 3 点目として、事故等の緊急時の対応についてお伺いいたします。

子供たちの安全を守るためにも、学校活動における移動手段の安全管理は極めて重要です。万が一、学校活動中の移動時に事故や緊急事態が発生した場合、学校としてどのような初動対応を行うのか、具体的な手順をお聞かせください。また、引率する職員に対して、事故発生時の対応マニュアルや研修は行われているのか、併せてお伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの 1 番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 おはようございます。福岡議員ご質問の 1 番目、小中学校における貸切りバス等の安全管理についての 1 点目と 2 点目について、一括してお答えいたします。

学校活動における移動手段としての貸切りバスについては、校外活動の際に、修学旅行など、保護者負担となる貸切りバス利用を除き、市費により貸切りバスを利用するに当たっては、令和 7 年度から岩出市学校教育振興補助金を活用しております。小学校では代表校長が、中学校では各振興会により市の入札参加資格がある業者やその他地域で実績のある業者の中から原則 3 業者を選定し、見積りを徴取した後、最低見積価格業者と随意契約を行い、利用しております。また、契約までの手続及び業者の選定方法につきましては、令和 6 年度までの教育委員会でのバス借り上げ事業の内容をそのまま学校に引き継いでおります。

なお、それらの業者は、国の許可を受けた緑ナンバーの車両を使用していることから、報道のあった今回のバス事故のような白バスの使用はありません。

次、利用状況については、小学校では年間を通して校外活動補助金を活用したク

リーンセンター及び那賀浄化センターへの校外学習と、大宮緑地総合運動公園で開催している岩出市ブロック陸上大会への移動に利用しております。中学校では、部活動補助金を活用し、県内外の大会への公式競技へ出場する移動手段として、貸切りバスを利用しております。

令和7年度、小学校では14台の貸切りバス利用が、中学校では那賀地方大会や和歌山県中学校総合体育大会など、計41大会への出場に際し、計6社、延べ89台の貸切りバスが利用されております。

最後に3点目、事故等の緊急時の対応は、についてお答えいたします。

部活動など、学校における校外活動時を含めた児童生徒の安全の確保については、学校保健安全法第29条において、各学校で危機管理マニュアルを作成することが義務づけられており、各学校で作成し、教育計画に掲載しております。

このマニュアルにおきましては、事故発生時における教職員の具体的な役割分担や、救急要請、児童生徒の移送方法、学校や教育委員会、警察、消防等の関係機関との緊急連絡体制、さらには保護者への迅速な情報提供の手順などが定められております。また、事案発生直後から現場に居合わせた子供たちの不安や精神的動揺を和らげるため、スクールカウンセラー等の専門家と連携した相談体制についても併せて明記し、組織的な初動対応に遺漏がないよう備えているところです。

あわせて、これらの対応を現場で確実に実践するため、各学校におきましては、年度初めなどの時期を捉え、職員全体でマニュアルの内容を毎年必ず確認し、全教職員の危機管理意識の徹底を図っております。

○玉田議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 1点再質問を行います。

今回のバス事故を受けて、より安全確保に向け、適切な対応を求めるべく、文部科学省とスポーツ庁が連名で、令和8年5月19日付、「部活動の遠征等における安全確保について」が通知されたところでありますが、ご答弁いただいた各学校の危機管理マニュアルについては、既に令和3年6月に危機管理マニュアル等の評価、見直しガイドラインの見直しが文部科学省から発出されており、その中で、校外活動では、危機の未然防止対策が十分になされ、訓練も頻繁に実施されている校内の状況とは異なり、慣れない土地、状況での安全確保が求められます。そのため、校外活動先での危機管理には特に周到な準備が必要です、と記述されています。

そこでお尋ねいたします。この記述への対応として、現在、学校が講じている内

容があるのか、お伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 再質問にお答えいたします。

ガイドラインに沿った校外活動での危機の未然防止対策を講じている内容は、についてですが、修学旅行などの宿泊を伴う校外活動については、各学校で移動経路の危険箇所の事前把握や出先での緊急時連絡先を把握し、シミュレーション等を通じ、全教職員の危機管理意識の高揚と対応力の向上を図っているところです。しかしながら、現在の各学校の危機管理マニュアルには、部活動や社会見学等の校外活動に関しての対応マニュアルが明記されておられません。当市においても、これを機に、文部科学省の通知内容に基づき、危機管理マニュアルを更新し、改めて教職員間で十分な共通認識を図るよう指導主事を中心に指導してまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

(な し)

○玉田議長 これで、福岡進二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

福岡進二議員。

○福岡議員 次に2番目、空き家対策について質問を行います。

令和3年6月議会の一般質問において、私は空き家対策について取り上げ、危険空き家への対応について一般質問を行いました。その際、当局からは、他市の動向を注視し、先例事例を参考にしながら取り組んでいくとの答弁をいただき、その後、令和5年度からは空き家バンクの運用開始、さらに地域土地再生事業の導入と具体的な施策を着実に進めていただいています。事業部並びに担当課である都市計画課の皆様のご尽力に、まずもって敬意を表するものであります。

その上で、今後の空き家対策をさらに前進するため、3点について質問を行います。

空き家対策の出発点は、何よりも実態の正確な把握であります。空き家の所在、状態、危険度、所有者の意向などを把握しなければ適切な施策につなげることはできません。

そこでお伺いします。1点目として、本市では、空き家の状況、実態把握はどのような方法で行っているのか。また、区自治会や地域住民との連携、外部委託など、調査方法についての現状をお伺いいたします。

次に２点目として、令和５年度から運用が始まった空き家バンクは、空き家の利活用を進める上で非常に重要な仕組みです。しかし、全国的に登録は増えるが、成約につながらないという課題が指摘されており、本市でも令和６年度の決算資料を見ますと、空き家バンク事業は、新規掲載５件のうち、交渉１件となっており、実績が伸び悩んでいる状況ではないでしょうか。

そこでお伺いいたします。空き家バンクの登録促進、成約率向上に向けて、どのような対策を検討しているのでしょうか。例えば、家財処分支援、改修補助、不動産事業者との連携強化など、利活用促進に向けた具体策についてお伺いします。

最後に３点目として、管理不十分な空き家への対応と所有者支援についてです。改正空家法により、管理不全な空き家への指導、勧告が強化され、自治体の対応権限が広がりました。一方で、所有者不明化や相続放置など、行政だけでは解決が難しいケースも増えていると思います。

そこでお伺いいたします。管理不全空き家に対する現状の対応状況と助言、指導、勧告の運用方針について、また所有者への支援として、解体補助、相続、登記相談、管理代行などの支援策を今後どのように強化していくのか、併せてお伺いいたします。

○玉田議長　ただいまの２番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○岡崎事業部長　福岡議員ご質問の２番目、空き家対策についての１点目、空き家の状況は、についてお答えいたします。

本市では、空き家の実態を把握し、市内空き家への対策を講じるため、未利用物件の再調査として、上水道の中止・廃止、使用水量を基に、市内物件調査を毎年実施しております。調査内容につきましては、上水道の給水情報データに基づき、調査物件リストを作成し、所有者等調査及び現地確認後、市内位置図、未利用物件リストを作成し、令和７年度調査については、給水中止物件３５８件、使用料ゼロ立米物件１４９件の計５０７件の未利用物件を把握しております。

また、区自治会や地元住民などからご相談いただく管理不全空き家等についても、管理不全空き家リストとして、物件及び所有者等の情報、現況写真、指導通知等ともに管理し、平成２９年度から令和７年度末までの相談件数は累計１６３件で、うちに未改善物件が２８件となります。空き家の実態把握につきましては、各自治体独自の手法が取られておりますが、対象物件数が増加することで、本市のように毎年実施や現地把握などの対応が難しくなり、外部委託などの当初調査をベースに、相談と

なった管理不全空き家を追加削除していく手法が多く使われております。

次に、２点目の空き家バンク機能強化と利活用促進に向けた具体策は、についてお答えいたします。

令和５年度実施の岩出市空き家バンク事業については、令和５年度から令和７年度で新規登録が15件で、成約が２件となります。成約については、物件の立地環境や状態、所有者の販売条件が大きく影響し、内見数に比べ、成約数は伸びない状況にあります。

本市では、空き家データバンクへの相談者だけではなく、上水道データによる未利用物件及び管理不全空き家の所有者など、利用可能な物件をお持ちで日常の管理にお困りの方に対し、ダイレクトメールなどの個別啓発を行うなど、空き家バンクへの登録推奨に取り組んでおります。

一方で、成約率アップに向け、より多くの方に登録物件を周知できるよう、市広報及び市ウェブサイト、デジタルサイネージ、また市政懇談会などの市イベントにおいて広く事業周知に努めるとともに、令和８年４月より市ウェブサイトには岩出市物件情報サイトを新規設置するなど、物件情報の充実に取り組んでいます。

また、全国的に空き家バンクにおける登録物件の質が問題視される中、老朽化による資産価値が下がる前に、賃貸、売却への活用を図ることが最も有効であるため、令和７年度に市内未利用物件所有者に対しアンケート調査を行うなど、物件の活用について早い段階で考えていただけるよう、機会づくりに取り組んでおります。

なお、議員提案の家財処分支援、改修補助につきましては、県の移住推進空き家活用事業のメニューにおいて、空き家改修事業、空き家片づけ事業がありますが、バンク事業着手時に調査した際、過疎地域要件により、岩出市は対象外となっております。今後も制度の情報に注視し、要件が満たされれば、実施に向け検討させていただきます。

次に、３点目の管理不十分な空き家への対応と所有者支援は、についてお答えいたします。

市内管理不全空き家の対応については、令和７年度末で相談累計163件に対し、改善135件の改善率は82.8%となります。相談内容につきましては、分譲地内で未利用となった小規模住宅によるものが多く、草木の繁茂、害虫の発生、ごみの放置など、日常管理による相談が大半であり、危険性のある建築物はごく僅かとなっております。本市では、令和５年12月の空家特措法の改正に伴い、改善が必要な迷惑空き家を管理不全空き家等に指定し、令和６年度より、改善通知を助言から指導に

改めるとともに、令和7年12月から複数回にわたり、再指導通知を受けている16件に勧告を行い、うち14件に対し、固定資産税の住宅用地の特例の除外を実施しております。令和8年度以降についても、勧告、再指導通知を受けている悪質な未改善空き家等に対し、法の厳格運用に努めながら、物件の管理、改善に向けた取組を進めます。

次に、所有者への支援であります。まず空き家等については、土地、家屋ともに個人の所有物であり、私有財産であることから、所有者等が管理すべきものとされています。その中で利用可能な空き家については空き家バンク事業、除却の必要な空き家等については地域都市再生事業を支援策に、令和5年度から取り組んでいます。また、相続、登記、賃貸、解体などの専門的な相談窓口として、空き家相談センターわかやま、空き家何でも相談会などと連携し、相談支援体制の強化に引き続き取り組んでまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 1点再質問を行います。

年数がたつにつれ、本市においても建築物の老朽化が進むことで、人口減少による管理不全空き家等の増加や、危険空き家への対応が必要になってくると考えられますが、現在、危険空き家として市が把握している物件数と、その対応について伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○岡崎事業部長 福岡議員の再質問、現在、危険空き家として把握している物件数と対応についてお答えいたします。

瓦屋根や土壁などの旧家で老朽化が進み、危険空き家として市が把握している物件は、管理不全空き家で4件、所有者不明物件で1件の計5件となります。

管理不全空き家4件については、所有者などに対し、写真などにより、物件の状態をお伝えし、他人に被害を及ぼす危険性や管理責任など、指摘した上で、期限を決め、除却等への指導、勧告通知を行い、可能なものについては、電話、訪問による対応を行っています。

また、所有者不明物件の1件については、令和7年度に対象物件に対する相関図調査、相続放棄等への調査を行い、相続権を有する者がいない状態となっております。現在、除却後の土地利用について調査などを行っており、決まり次第、特定空

き家等に認定し、略式代執行による除却を実施いたします。所有者不明物件については、複雑な相関図調査に加え、除却後の土地処分など、難しい部分もありますが、今後の危険空き家対策として取り組んでまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

(な し)

○玉田議長 これで、福岡進二議員の２番目の質問を終わります。

以上で、福岡進二議員の一般質問を終わります。

通告２番目、９番、大上正春議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

大上正春議員。

○大上議員 ９番、大上正春でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従い、２点について一般質問をさせていただきます。

今回は、計測震度についてとキッチンカー導入についての２点についてお伺いをいたします。

最初に、計測震度についてお伺いします。

令和８年５月２日１８時２８分、奈良県を震源地とした地震が発生し、和歌山市、海南市、有田市、橋本市、紀の川市をはじめ、かつらぎ町、高野町など、紀北方面で軒並み震度３の観測となりました。岩出市の震度は２と発表されておりました。

しかしながら、市民の皆様方からは、体感的には震度２以上の揺れを感じた、かなり強い揺れで不安を感じたといった声が寄せられました。私自身、令和３年３月において、岩出市の震度計について質問を行いました。その際、市当局からは、岩出市の震度計は市役所敷地内に設置され、和歌山県が管理し、気象庁の基準に基づき設置されており、定期的な保守点検も実施されていることから、現在の設置場所は適切であると回答を得ているとのご答弁をいただきました。

震度計そのものの精度や管理体制について疑問を呈するものではありません。真に申し上げたいのは、市内の地盤状況や活断層など、地域特性を踏まえたときに、１地点での計測される震度だけで市内全域を把握し、防災体制や初動対応を判断することが市民の安全・安心の確保という観点から、十分なのかという点であります。

岩出市には、地域によって地盤条件の違いがあり、とりわけ市北部の根来地域周辺には活断層の存在も指摘されております。地震学や地盤工学の試験においても、同じ地震であっても、地盤状況によって揺れの大きさが異なることは広く知られており、市役所内で観測された震度が、市内全域の実態を必ずしも反映しているとは

限りません。

今後、南海トラフ巨大地震や内陸直下型地震などの大規模災害が発生した場合、市内でも地域によって被害状況に大きな差が生じることが想定されます。また、震度情報は、市の初動対応や職員参集、防災対策の構築、さらに国や県との情報共有や支援体制を検討する上で重要な判断材料の1つであります。市民の命と暮らしを守るため、地域の実態を的確に把握し、迅速な初動対応につなげることが極めて重要であります。

こうした観点から、4点についてご質問を行います。

1つ目として、地域の地盤特性をどのように把握しているのか。

2点目として、大規模災害時に計測震度と実際の被害状況に差が生じた場合、国や県からの災害対応や、被災者支援への影響はあるのか。

3点目として、現在の計測震度で市内全域の状況を適切に反映できているのか。

4点目として、震度計の維持管理体制について、4点お伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 大上議員、1番目のご質問、計測震度について、についての1点目、地域の地盤特性をどのように把握しているのか、についてお答えいたします。

市の地盤特性につきましては、岩出市の地形や地質の成り立ちを踏まえて把握しております。市は大きく分けて、紀の川沿いの沖積低地、中央部の扇状地・台地、そして北部の山地から構成されております。

紀の川沿いの沖積低地では、粘土や細砂などの柔らかい地層が分布しています。また、中央部に広がる扇状地や台地では、砂礫層が広く分布しています。北部の山地では、和泉山脈が断層崖を形成し、一連の急斜面を連ねています。

一方、市の北部には、和泉山脈の南側を中央構造線の一環をなす断層地形が東西に形成され、活断層帯に近い地域では、地震動の影響を受けやすい地盤であると把握しています。

次に2点目、大規模災害時に計測震度と実際の被害状況に差が生じた場合、国や県からの災害対応や被災者支援の影響はあるのか、についてお答えします。

国や県による災害対応や被災者支援制度について、計測震度だけで判断されるのではなく、災害救助法の適用については、住宅の全壊、半壊等の被害件数、住家被害の割合、市町村の対応能力など、実際の被害状況に基づいて総合的に判断されます。したがって、仮に計測震度が比較的低く表示された場合でも、実際に大きな

被害が確認されれば、国や県の支援が受けられないということはありません。市としても、災害発生時には速やかに被害状況の把握に努め、必要な支援制度が適用されるよう、県や国と連携してまいります。

次に3点目、現在の計測震度で市内全域の状況を適切に反映できているのか、についてお答えいたします。

和歌山地方気象台に確認いたしましたところ、震度計の設置については、震度の計測に影響のない地盤を前提として、基準に基づき適切に設置されており、市の震動を適切に把握していると考えています。ただ、震度1程度の誤差は生じることはあり、局所的な弱震度によっては震度計に感知されない場合もあり得るとのことです。

次に4点目、震度計の維持管理体制は、についてお答えいたします。

現在、岩出市の震度計は、岩出市役所敷地内の本庁舎西側、教育委員会棟の北西に設置されており、和歌山県により定期的に機器の保守点検が実施されております。また、設置場所が気象庁の基準に照らし合わせ、適切であるかどうかの点検も併せて実施されており、現在の設置場所は適切であると聞いております。

○玉田議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 局所的な弱震度について、震度計に感知されない場合があるとのこと説明いただきました。また、市北部の活断層に近い地域で、地震動の影響を受けやすい地盤であるとの認識も示されました。そうであるならば、市役所敷地内1地点での観測された計測震度だけで市内全域の状況を把握し、初動対応の判断材料とすることは、一定の限界があるのではないのでしょうか。

被害情報は時間の経過とともに集まるものです。地震発生直後の最も重要な初動の数十分間に市北部で局地的な強い揺れが発生した場合、それを把握する具体的な手段は、現在どのように確保されているのでしょうか。そういった点を踏まえて、3点についてお伺いいたします。

1つ目として、本市の職員配備や災害対策本部設置などの初動対応はどのような取組となっているのか。その対応は計測震度のみを基準としているのか、お聞かせください。

2点目として、市北部など、局所的に強い揺れが発生した場合、迅速に被害状況を把握するため、情報収集体制は十分に整備されているのでしょうか。

3点目として、南海トラフ巨大地震や内陸直下型地震への備えとして、地域特性

を踏まえた情報収集体制や観測体制のさらなる充実について、県や国へ働きかける考えはないのか、市の見解をお伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 大上議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、地震時の職員の初動体制についてですが、岩出市で震度4の地震が発生した際には、1班体制、それから震度5弱で3班体制、震度6弱で全職員体制かつ災害対策本部の設置というふうになっております。また、震度にかかわらず、被害の状況等により配備体制を決定いたしますので、計測震度のみを基準とはしておりません。

2点目、被害状況の把握についてです。まずは市職員による避難所等の公共施設の安全確認を行うとともに、各部署と連携を図り、道路状況、水道管の状況を確認する体制を取っております。さらに、警察、消防、地域の消防団、自主防災組織、区自治会長会などの関係者からの情報提供を受ける体制を整え、状況確認を進めてまいります。引き続き地域との連携強化や、情報収集・手段の多様化を進め、初動体制の迅速化に努めて、早期に被害状況を把握できる体制を整備してまいります。

3点目です。従前、災害対応につきましては、国・県と連携を図ってきたところではございますが、引き続き災害体制の強化に努めてまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

(な し)

○玉田議長 これで、大上正春議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

大上正春議員。

○大上議員 2つ目の質問は、キッチンカーの導入についてでございます。

昨今、敷地内にキッチンカー出店を許可する自治体が増えてきております。背景には、庁舎内の食堂廃止による職員への昼食の提供、また市民が気軽に立ち寄れるにぎわいの創出、そして地元業者が新たな販路の開拓や起業、スタートアップなどの事業者支援、災害対策として、炊き出しなどの連携を主な目的としております。

私は、先日、大阪府柏原市及び貝塚市の市役所におけるキッチンカー出店の状況を見てまいりました。

柏原市では、約3年前から平日の月曜日から金曜日までのキッチンカーの出店募集を行い、1日1台から3店程度が営業されております。出店事業者は、場所使用

料を負担しながら営業しており、市職員だけではなく、来庁された市民の皆さんも数多く利用されておりました。また、市役所入り口付近には飲食スペースが整備されており、職員や来庁者が気軽に利用できる環境が整えられていました。夕方まで営業する日には、近隣の学生や仕事帰りの職員がテイクアウトを利用するなど、市役所が行政サービスの場であるだけでなく、地域のにぎわいを生み出す拠点として役割も果たしていることが印象的でした。

一方、貝塚市では、市役所のリニューアルに伴い、職員食堂が廃止されたことを契機として、キッチンカーの導入が進められ、現在では1日3台程度を目安に出店されています。その中でも最低1台は弁当など、昼食に対応できる店舗を配置するよう工夫されており、職員のみならず、市民の皆様も利用されるなど、市役所がより身近で親しみやすい空間となっておりました。

このように、キッチンカーの導入は、単なる飲食サービスの提供にとどまらず、市民サービスの向上、また職員の福利厚生の実現、起業、地域事業者への販路拡大支援、市役所のにぎわい創出など、多面的な効果を生み出しています。

さらに重要なのは、防災の観点です。平時からキッチンカー事業者との連携関係を構築していくことで、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害発生時に、避難所や災害対策拠点において、温かい食事を迅速に提供できる体制づくりにつながります。近年は、官民連携による防災力の強化が求められており、平時の取組が災害時の支援力を高めることは、全国的に注目されています。

市民サービスの向上、地域経済の活性化、職員の働きやすい環境づくり、そして災害対応力の強化という複数の効果が期待できるキッチンカーの導入は、岩出市においても十分検討する価値ある施策であると考えますが、そこでお伺いします。

市役所敷地内へのキッチンカー導入について、市はどのような認識を持っているのか。

2点目として、災害時に備え、災害対策活動拠点（仮称）の実証実験として、定期的な出店を実施する考えについてお伺いいたします。

○玉田議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長　大上議員ご質問の2番目、キッチンカーの導入についての1点目、市役所敷地内へのキッチンカー導入について、どのような認識を持っているのか、についてお答えします。

キッチンカーの出店については、来庁者や職員、地域周辺住民の利用が考えられ

ます。しかしながら、庁舎敷地におきましては、来庁者用駐車場の確保や車両、歩行者の安全な動線の確保が必要であり、限られたスペースの中ではキッチンカーの営業場所を確保することは容易ではありません。また、公平な出店機会の確保や施設管理上の課題などについても整理が必要であると考えております。

以上の状況から、現時点では、庁舎敷地内でのキッチンカー導入については、原則として実施しない方針であります。

2点目、災害に備え、災害対策活動拠点（仮称）の実証実験として、定期的な出店を実施する考えは、については、現在、整備を進めている災害活動拠点につきましましては、災害時における防災拠点としての機能を担う施設であり、他自治体の受援を含め、災害対応に従事する職員の活動環境を確保することや、場合によっては避難者の受入れを行うことを目的としております。

議員ご提案のキッチンカーの実証実験については、その趣旨は理解いたします。しかしながら、先ほども述べましたように、平常時の市役所駐車場は来庁者で混雑しており、車両や歩行者の安全確保の観点から、現時点では、キッチンカーの定期的な出店による実証実験についても考えておりません。

○玉田議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 来庁者駐車場の確保や車両、歩行者の安全、動線の確保が必要で、キッチンカー営業場所を確保することが困難なため、現時点で導入はしないということでした。しかし、私が見てきた柏原市や貝塚市でも、同様に市役所の駐車場や庁舎敷地を活用しながら、安全対策や出店ルールを整備することで円滑に運営されていきました。キッチンカー等、移動販売の出店要綱を定め、利用区画の大きさ、応募資格や許可状況などを取り決め、トラブル防止に努めています。つまりご答弁で上げられた課題は、先進自治体では既にルールづくりや運営方法によって解決されております。

災害活動拠点（仮称）は、災害時の防災拠点として機能を担い、また避難所の受入れも行うとのことでした。避難物資も確保する予定であると思いますが、避難所生活が続くと、温かい食事が必要となってまいります。このキッチンカーを所有する民間団体と事前協定を結んでおくことで、支援の輪も広がると思います。

そこで改めてお伺いいたします。今年度設置されます災害対策拠点（仮称）は、平時には職員の昼食時などの休憩スペースとして利用されると伺っております。職員の福利厚生をはじめ、地域従業員への支援、市民サービスの向上、防災力強化の

効果が期待されます。ご答弁では、キッチンカーの実証実験についての趣旨は理解していただきました。多額の予算を必要とする事業ではございません。全国でも実証実験から始め、効果を検証しながら、本格導入につなげる自治体が増えております。実証実験であれば、課題を検証しながら、導入の可否を判断することが可能であります。

課題があることは承知しております。しかし、課題を乗り越えて実施している自治体を実際に見てまいりました。課題があるから実施しないのではなく、課題を検証するための実証実験を行うという考え方も必要ではないかと思います。だからこそ、岩出市にもまず実証実験という一步を踏み出していただきたい、このように思いますが、市の見解を再度お伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 大上議員の再質問にお答えいたします。

繰り返しとなりますが、議員のご提案につきましては、実証実験であっても、実施に当たっては、出店場所の確保や安全管理、運営ルールの整備など、多くの課題を整理する必要があります。これらの点を踏まえますと、庁舎敷地内におけるキッチンカーの実証実験については、原則として、実施しない方針であります。

○玉田議長 再々質問を許します。

(な し)

○玉田議長 これで、大上正春議員の2番目の質問を終わります。

これで、大上正春議員の一般質問を終わります。

通告3番目、8番、杉本直哉議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

杉本直哉議員。

○杉本議員 8番、杉本直哉です。私からは、岩出市観光案内所の活用と市役所庁舎の活用について、議長の許可を得ましたので、通告に従い、2点一般質問させていただきます。

5月2日、岩出市制施行20周年の節目に、本市の玄関口であるJR岩出駅前に観光案内所がオープンしました。市長は、開所式において、この施設を岩出で過ごす最初の一步の場所、地域のリビングルームと位置づけ、観光で訪れる方と市民の皆様が気軽に立ち寄れる場となることを目指し、この案内所を起点として、根来寺をはじめとする市内観光地や飲食店に足を運んでいただき、立ち寄るまちから過ごす

まちへの転換を進めていくとの考えを示されました。

私も、マンホールカードの配布をきっかけに、全国各地から多くの方が来訪されている様子を目にし、交流人口拡大の大きな可能性を感じています。既に取り組まれていることもあるかと思いますが、例えば、他自治体では、観光案内所を起点として、レンタサイクルによる周遊促進や、観光客を飲食店や商店へ誘導する取組、SNSを活用した情報発信などにより、交流人口、関係人口の拡大や地域経済の活性化につなげている事例もあります。

そこで2点伺います。市長が掲げる立ち寄るまちから過ごすまちへの転換に向け、駅前観光案内所を今後どのように活用し、市内周遊や消費促進、リピーター獲得など、交流人口拡大につなげていくのか、市のお考えをお聞かせください。

また、今後の取組を進めるに当たり、来訪者数だけでなく、市内周遊や消費促進などの効果をどのように把握し、成果検証を行っていくのかについても、併せてお聞かせください。

○玉田議長　ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○岡崎事業部長　杉本議員ご質問の1番目、岩出市観光案内所の活用についてお答えいたします。

まず、観光案内所をどのように活用して交流人口の拡大につなげていくのか、についてでございます。

観光案内所では、根来寺、道の駅、市内飲食店、地域イベントなど、情報を一体的に提供し、来訪者の目的や滞在時間に応じた提案を行うことで、市内での滞在時間の延長につなげてまいります。特にマンホールカードの配布をきっかけに、全国各地から本市にお越しいただいている状況がございます。こうした来訪をカードを受け取るだけで終わらせるのではなく、周辺の飲食店や観光スポット、道の駅などへ足を運んでいただけるよう、観光案内所を起点とした周遊ルートの提案、観光マップ、SNS、デジタルツールなどを活用した情報発信を進めてまいります。

また、観光案内所の運営に当たっては、管理運営業務受託者とも連携し、日々の来館者が対応の中で得られる声やニーズを共有しながら、観光案内の充実や施設の使いやすさの向上に取り組んでまいります。現場で来訪者と接する受託者の気づきも生かし、市民や観光客が立ち寄りやすく、市内周遊につながる拠点となるよう、運営面でも改善を重ねてまいります。

また、市内の飲食店、商店、観光関連事業者と連携を深め、来訪者増につながる

取組も重要であると考えております。観光案内所で得られた来訪者の声やニーズを把握しながら、飲食、買物、体験イベント参加などにつながる仕組みづくりを検討してまいります。

さらにリピーターの獲得に向けては、SNSなどを活用し、季節ごとの観光資源やイベント情報を継続的に発信することで、一度訪れて終わりではなく、何度も岩出市を訪れていただける関係づくりを進めてまいります。

次に、来館者数だけでなく、市内周遊や消費促進の効果をどのように把握し、成果の検証を行っていくのか、についてでございます。

観光案内所の成果を把握するに当たっては、来館者数だけではなく、議員ご指摘のとおり、市内周遊、消費促進、リピーター獲得といった観点から、複数の手法を組み合わせ管理をしていくことが重要であると考えております。

まず、基本的な手法として、観光案内所の来館者数を把握してまいります。開所初月である5月の来館者数は8,153人であり、このうち5月2日のオープニングイベントには2,971人のご来場いただきました。開所直後という特殊要因ではございますが、多くの方に関心を持っていただけたものと受け止めております。今後は、初年度の管理指標として、年間来館者数を把握するとともに、月別の来館者数、イベント時の来館者数、マンホールカードの配布数、観光案内件数、SNSのフォロワー数や閲覧数、体験メニューの参加者数などを継続的に確認してまいります。

また、こうした数値については、内部で管理するだけではなく、観光案内所での掲示なども含め、来館者や市民の皆様に分かりやすく伝える工夫を行ってまいります。デジタルによる発信と、施設内掲示など、アナログの発信を組み合わせることで、案内所の取組やにぎわいをより身近に感じていただけるよう努めてまいります。

数値目標につきましては、開所初年度であることから、まず実績を蓄積しながら精度を高めていく必要がございますが、当面の目標として、観光案内所の年間来館者数、SNS等による情報発信の到達状況、体験参加者数、市内周遊につながる案内件数などを重点に管理してまいります。

特に観光案内所において、来訪者アンケートや聞き取りを行い、どこから来られたのか、来訪目的は何か、市内のどこを訪問されたのか、飲食や買物につながったのか、再訪意向があるのかといった情報を把握していきます。これにより単に何人来ただけではなく、どこから来たか、市内を回ったか、消費につながったか、また来たいと思っていただけたかという視点から、観光施策の効果を検証してまいります。

今後は、開所初年度の実績を把握し、来館者数、周遊、消費、情報発信、リピーター獲得などの観点から、成果を検証しながら、必要な改善を重ねてまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

(な し)

○玉田議長 これで、杉本直哉議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

杉本直哉議員。

○杉本議員 次に、市役所庁舎についてお聞きします。

現在、市役所庁舎については、施設の長寿命化を図るため、耐震工事も完了しております。また、これまで新たに教育部や事業部が入っている庁舎も増設したことから、建て替えではなく、今ある建物を有効活用するという視点が大切であると考えます。今後想定される人口減少により、財政負担が課題となる中、既存施設を生かすことはコスト面だけでなく、地域資源を大切にするという観点からも重要です。

市役所は行政手続を行う場所であると同時に、市民が集い、来訪された方にとっては、まちの印象を感じる場所の1つでもあると考えます。岩出市制施行20周年記念講演会の講師としてお越しいただいた橋下徹氏もお話しされていましたが、岩出市は高齢化率が約25%台と、まだまだ若い世代が活躍できる可能性を持つまちです。そのため、今後も市民や来訪者の皆様に来やすい、訪れやすいと思っていただける市役所を目指し、子育て世代の観点からは、市役所ロビーなどへのキッズスペースの設置や、市民の声を広く聞くための意見箱の設置など、市民に寄り添った取組を進めることも重要であると考えます。

市民が利用しやすい庁舎づくりに加え、職員の働きやすい環境整備も市民サービスの向上の観点から重要であると考えます。職員間のコミュニケーションや休息環境の充実など、働きやすい職場づくりを進めることは、人材の確保・定着にもつながり、結果として、市民サービスの質の向上に寄与するものと考えます。こうした取組を通じて、市民、来訪者、職員の皆様にとって親しまれ、人が集い、交流が生まれる庁舎となることが期待されます。

そこでお伺いします。今後、既存庁舎を行政手続の場だけにとどめず、庁舎を利用したイベントなどを行い、市民との交流を深める場として活用していくお考えはあるのか、市の見解をお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 杉本議員ご質問の既存庁舎を行政手続の場だけにとどめず、庁舎を利用したイベントなどを行い、市民との交流を深める場にして活用していく考えはあるのか、についてお答えします。

市役所庁舎は、市民の皆様が各種行政手続を行うための施設であるとともに、市民生活を支える行政サービスの拠点として重要な役割を担っております。

議員ご提案のとおり、既存施設を有効活用し、市民に親しまれる庁舎づくりを進めることは、市民サービスの向上や市政への理解を深めていただく上で、意義あるものと認識しております。しかしながら、一方で、庁舎においては、日常的に多くの来庁者が利用されており、行政事務の執行や個人情報の保護、安全管理などの観点から、イベントの内容や実施場所については十分な検討が必要であると考えております。これまでも正面玄関ロビーにおいて、原爆写真展示、それから環境月間に合わせた地球温暖化のパネル展示、庁舎駐車場敷地で交通安全フェアとして交通安全のPRを行った等の実績もございます。

今後、庁舎本来の機能を確保しながら、市民の皆様にとって利用しやすく親しみやすい庁舎となるよう、他自治体の事例も参考にしながら、庁舎空間の有効活用の可能性について研究してまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

杉本直哉議員。

○杉本議員 1点再質問させていただきます。

働きやすい環境整備、職場づくりにより市民サービスの向上にもつながると考えますが、今後の取組をお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 杉本議員の再質問にお答えいたします。

ご質問の働きやすい環境整備と市民サービスの向上についてですが、市民サービスの向上を図るためには、来庁者の利便性向上はもとより、議員ご指摘のとおり、職員が効率的かつ円滑に業務を行うことができる執務環境の整備も重要であると考えております。職員が働きやすい環境を整えることで、業務の効率化や職員の意欲向上につながり、そのことが迅速かつ丁寧な窓口対応や行政サービスの質の向上につながるものと認識しております。

本市におきましても、限られた庁舎スペースを有効に活用しながら、来庁者の利便性と職員の執務環境とのバランスを図り、市民の皆様によりよい行政サービスを

提供できるよう努めてまいります。

また、一例ではありますが、現在整備を進めております防災拠点施設についても、平常時には職員の休憩等に活用することとしており、これにより、職員の働く環境の改善につながり、さらには市民サービスの向上につながると考えております。

○玉田議長 再々質問を許します。

(な し)

○玉田議長 これで、杉本直哉議員の2番目の質問を終わります。

以上で、杉本直哉議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時50分から再開いたします。

休憩 (10時29分)

再開 (10時49分)

○玉田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告4番目、10番、田畑正昭議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

田畑正昭議員。

○田畑議員 議席番号10番、田畑正昭です。議長の許可を得ましたので、通告に従い住宅耐震化促進事業とごみの減量化施策について、一問一答形式で質問させていただきます。

まず、住宅耐震化促進事業についてです。

全国的に大規模な地震が発生、頻発する中、令和6年度能登半島地震の家屋倒壊被害が示すとおり、市民の生命・財産を守る住宅の耐震化促進は、最優先で取り組むべき防災・減災対策であると考えます。

本定例会の冒頭、市長の行政報告においても、南海トラフ巨大地震等の震災に備え、市民の関心が高まる中で、1件でも多くの住宅耐震化を図るため、必要な補正予算を上程した旨の言及がなされたところでもあります。地震発生時における犠牲者を減らし、地震に強いまちづくりを推進するためには、何よりもまず倒壊しない家を力強く後押しする施策が不可欠であると考えます。

そこで質問いたします。岩出市住宅耐震化促進事業として、住宅に対する耐震診断や耐震改修に対する補助について、これまでの実績と事業促進のための取組についてお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○岡崎事業部長 田畑議員ご質問の1番目、岩出市住宅耐震化促進事業についての1点目、耐震診断や耐震改修に対する補助実績と事業促進のための取組についてお答えいたします。

本市では、旧耐震基準住宅の耐震化を図ることで、地震発生時における住宅の倒壊等による災害の防止を目的として、平成16年度から国・県の交付金を活用し、岩出市住宅耐震化促進事業を実施しています。これまでの実績については、令和7年度末時点で、耐震診断862件、耐震改修166件となっております。また、近年の状況につきましては、令和3年度から令和7年度までの直近5か年の実績として、耐震診断が、令和3年28件、令和4年度30件、令和5年度34件、令和6年度71件、令和7年度50件、総合的实施による設計改修が、令和3年度12件、令和4年度8件、令和5年度8件、令和6年度11件、令和7年度31件となり、耐震診断では令和6年度、設計改修では令和7年度が実績値のピークとなっております。また、令和8年度についても、4月の一次募集において、設計改修に対する申請が予定件数を超える状況となっております。令和6年1月の能登半島地震後、年数が経過し、徐々に申請件数が減少傾向にありますが、市民の震災に対する関心は、以前に比べまだ高いと考えております。

次に、事業促進のための取組についてお答えいたします。

本市では、市広報、市ウェブサイトへの記事掲載のほか、旧耐震基準住宅の多い地域での戸別訪問や耐震診断済みで、耐震改修を行っていない方を対象としたダイレクトメールの送付、市政懇談会や防災イベントでの啓発など、広く事業周知に取り組み、市民の関心を高める取組を実施しています。

また、物価高騰への対策として、令和6年度の国の制度改正に合わせ、市においても補助額の上乗せを行い、実施者の負担軽減に取り組んでいます。

今後も国・県の動向に注視し、1件でも多くの住宅の耐震化が図れるよう、積極的な制度活用に努めるとともに、引き続き補助金の確保に取り組めます。

○玉田議長 再質問を許します。

田畑正昭議員。

○田畑議員 ただいま答弁いただきました。実績を聞いて、住宅の耐震化に対する市民のニーズは年々高まっていると感じます。また、補助制度の周知、広報には、本市としてもしっかり取り組まれているとは思われますが、多額の費用がかかる耐震

改修工事の直接の費用負担を抑えることも事業促進には有効ではないかと考えます。

現在の制度では、申請者が耐震工事事業者に工事費用を一旦全額支払った後、申請者が市へ申請して補助金を受け取ることになっています。そうすると、例えば無料の耐震診断後に改修が必要と結果が出た場合でも、費用面で手持ちに余裕のない人にとっては、耐震改修工事をちゅうちょする方もいるのではないのでしょうか。

昨今の一部の新聞紙面では、本市在住の方が、平成23年、東日本大震災を契機に、耐震改修の必要性を感じながらも、家庭の経済的理由から、一時期は断念せざるを得ず、令和6年の能登半島地震の家屋が倒壊する映像を見てようやく決断に至ったという報道記事もあったと聞きます。

そこで、耐震改修にかかる費用の直接の負担額を減らす施策として、耐震改修の補助金を市から直接工事に業者に支払う補助金の代理受領制度の導入について、市の考えをお聞かせください。

○玉田議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○岡崎事業部長　田畑議員の再質問、補助金の代理受領制度の導入についての市の考えは、についてお答えいたします。

補助金の代理受領制度については、通常申請者が工事に業者に支払う工事費のうち、補助金分を市が委任を受けた工事に業者に直接支払うことのできる制度です。申請者は、工事費として支払う費用が補助額を差し引いた額となるため、初期費用の負担を抑えることができます。

一方で、補助金の代理受領は、申請者と事業者の双方の合意を必要とし、事業者側の書類追加や支払時期のずれ、工事契約間のトラブル、補助金の返還が生じた場合など、事業者、申請者間のトラブルが懸念されています。県内の導入状況については、平成31年に、橋本市、新宮市、御坊市で開始以降、現在県内6市が実施している状況となります。

本市では、これまで本制度に対する要望があまりなかったことや、金銭等トラブルの発生リスクがゼロでないため、制度の導入を見送ってまいりました。しかし、近年の物価高騰の影響により、住宅耐震化への改修費用の負担も高まっており、申請者の直接の負担額を低減することで、事業促進につながる効果もあると考えられます。

このため、今後、代理受領制度への調査研究を進め、実施自治体の実施状況及び要綱の準備など、導入に向け前向きに検討してまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

(な し)

○玉田議長 これで、田畑正昭議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

田畑正昭議員。

○田畑議員 次に、ごみ減量化施策について質問させていただきます。

現在、全国で家庭から出るごみのうち約40%を生ごみが占めており、その生ごみのうち重さの約80%は水分であると言われております。つまり、私たちはごみ袋の中に大量の水を入れて処分し、多額の税金を使い、それを燃やしているのが現状であります。

環境省のデータによれば、日本全国で、ごみ処理に使われる税金は、全体で年間約2兆円規模に上ると言われ、ごみを減らして焼却コストを下げることは、温室効果ガスの削減といった地球環境への貢献にとどまらず、浮いた分の税金をほかの市民生活に直結する予算へ充当できるという自治体の財政面における極めて大きなメリットを持っています。

また、本市では、現在、クリーンセンターの基幹的設備改良工事が着手されており、改修工事期間中における安定的かつ効率的なごみ処理のためにも、可燃ごみの減量化は重要課題であると考えます。

そこで、3点質問させていただきます。

1つ目に、本市での過去3年間の可燃ごみ年間総排出量の推移をお聞かせください。

2つ目に、そのうちの可燃ごみに含まれる生ごみの水分量の把握についてお聞かせください。

3つ目に、本市での過去3年間の可燃ごみの焼却処理に係る年間経費の推移をお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○伊野部生活福祉部次長 田畑議員質問のごみ減量化施策についてお答えいたします。

まず、1点目の過去3年間の可燃ごみ年間総排出量の推移は、につきましては、令和5年度1万2,161トン、令和6年度1万1,817トン、令和7年度1万2,038トンでございます。

2点目の可燃ごみに含まれる生ごみの水分量の把握状況は、につきましては、ご

み質の分析を年４回実施しており、各年度の平均値で申しますと、令和５年度48.4%、令和６年度52.9%、令和７年度43.2%となっております。可燃ごみの約半分が水分となっている状況でございます。

３点目の過去３年間の可燃ごみの焼却処理に係る年間経費の推移は、につきましては、可燃ごみの焼却処理の全てを株式会社岩出環境サービスに委託しており、その委託料及び光熱水費が年間経費となりますので、令和５年度６億598万円、令和６年度５億7,074万9,941円、令和７年度５億8,635万8,570円となっております。

○玉田議長 再質問を許します。

田畑正昭議員。

○田畑議員 ただいま、本市のごみ排出量や多額の焼却処理経費の現状について、丁寧なご答弁をいただきました。年間でこれほど莫大な公金が投じられており、しかも、その大半が生ごみの水を燃やすための費用であるという事実は、財政面からも真剣に向き合うべき課題であります。

本市においては、生ごみ減量化施策として、電動式生ごみ処理機や生ごみ処理容器購入補助制度をいち早く実施されており、これまでも普及に向けた取組を進められてきたことは評価をしております。

そこで質問をいたします。本市における電動式生ごみ処理機や生ごみ処理容器購入補助の過去３年間に於ける申請件数の推移についてお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○伊野部生活福祉部次長 再質問にお答えいたします。

電動式生ごみ処理機や生ごみ処理容器の過去３年間の推移ということでございますけれども、電動式生ごみ処理機につきましては、令和５年度で７基、令和６年度で12基、令和７年度で16基となっております。

生ごみ処理容器のＡタイプですね、これは土に埋めるものでございますけれども、こちらは令和５年度が10台、令和６年度13台、令和７年度が12台となっております。

続きまして、生ごみ処理容器Ｂといたしまして、発酵促進剤を使うものとなっておりますが、こちらが令和５年度で15組、令和６年度９組、令和７年度７組となっております。

○玉田議長 再々質問を許します。

田畑正昭議員。

○田畑議員 ただいま電動式生ごみ処理機や生ごみ処理容器購入補助の申請状況につ

いて答弁をいただきました。制度が一定数活用されている一方で、まだ購入をためらっている世帯や、制度そのものを十分に認知していない市民の皆様も多くいらっしゃるのではないかと感じております。

現在、市役所1階の生活環境課の窓口横には、実際の機器を展示されるなど、工夫をされていますが、市民の皆様が、手続等の限られた時間の中で、その効果や魅力を十分に実感し、実際の購入行動までつなげるための動機づけとしては、もう一工夫できる余地があるのではないのでしょうか。

先ほどの住宅耐震化の質問でも申し上げましたが、補助制度というすばらしい仕組みがあるからこそ、その手前にある市民の心理に寄り添い、利用しやすくする入り口の工夫が大変重要であると考えます。

例えば、市が主催している環境意識の高い市民が集まる「クリーン缶トリー運動イン岩出」をはじめ、市民運動会、文化祭、夏まつりといった多くの市民が集まるイベントの機会を活用し、特設ブースで処理機の実演や乾燥サンプルの提示を行ったり、事業者と連携した案内を行うことで、市民の生ごみの水分量を減らす運動への参加ハードルを下げる取組を行う考えはないのでしょうか。

和歌山県下の自治体では、橋本市の先行事例として、家庭から出る生ごみの減量化を市民へ実感してもらいやすくするため、人気の電気生ごみ処理機を1か月間、無償で貸し出す無償レンタル制度を導入されています。さらに、乾燥させた生ごみを窓口を持ち込むとポイントが付与される生ごみリサイクル推進ポイント事業など、市民が自発的かつ楽しみながらごみ減量に参加できる仕組みを構築されているようです。

本市においても、これまでの取組をさらに一歩進め、イベント等と連動した生きた啓発活動の展開や、他市のすばらしい事例も参考にしながら、市民の皆様が主体的に参加したくなるような仕組みの導入について、市の考えをお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○伊野部生活福祉部次長 再々質問にお答えいたします。

市では、小学校4年生を対象に、環境出前講座を各小学校で開催しており、生ごみに対して、水切りを行うということがごみの減量化につながるということを伝えております。また、生ごみ処理容器等の補助制度については、広報紙や市ウェブサイトで周知を行っておりますが、今後実施する環境イベントにおいても、生ごみ処理機等の展示を行い、さらなる周知啓発に取り組んでいきたいと考えてございます。

さらに、電動式生ごみ処理機の購入補助に関しても、要件を緩和することを検討いたしまして、普及促進を図ることで、ごみの減量化、焼却コストの削減を推進していきたいと考えてございます。

○玉田議長　これで、田畑正昭議員の2番目の質問を終わります。

以上で、田畑正昭議員の一般質問を終わります。

通告5番目、14番、市来利恵議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

市来利恵議員。

○市来議員　14番、市来利恵です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式にて一般質問を行います。

まず、岩出市の巡回バスについてであります。

岩出市では、3つのコースを巡回バスが走っています。その利用については、2024年度、市の調査では東コースが6,961人、西コースは1万7,326人、中央コースは8,615人、合計3万2,902人の方が使用されているということです。特に西コースにおいては、令和6年度の利用者数が1万7,326人と、3コースの中で最も多く、需要が非常に高い状況にあります。

そのような中、西コースを利用される複数の方々から、バス停で待っていたが、満員で乗れなかったという声が寄せられました。これは単なる不便ではなく、買物や通院といった日常生活に直結する市民の生活そのものの問題です。まず、このように、実際満車で乗車できない事態が発生している現状について、市はどのように認識しているのか。また、これまで満員による乗車拒否の具体的な発生件数を市として把握しているのか、お尋ねいたします。

次に、市は巡回バスの利用促進のため、大人150円、子供80円、65歳以上はあいあいカードにより無料とする施策を実施しています。しかしながら、現実には満員で乗れない状況がある中で、無料制度をつくっても乗れなければ絵に描いた餅です。利用促進ではなく、結果として、利用制限になっているのではないのでしょうか。

西コースでは、特売日や年金支給日に利用が集中する傾向があります。こうした予測可能な混雑に対して、現在の運行体制は実態に追いついていないと考えます。特定の曜日や時間帯における増便や臨時便の運行、車両の見直しなど、需要に応じた柔軟な対応を行うべきと考えますが、市の見解をお尋ねいたします。

次に、定時・定路線の巡回バスでは対応し切れない課題に対して、デマンドタクシーなどの導入も含めた検討が必要ではないのでしょうか。これまでも言っ

ておりますが、検討するという一貫した答弁をもらっています。巡回バスを補完する新たな移動手段について、さらにデマンドタクシーの導入は必要だと考えますが、市の考えをお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 市来議員ご質問の1番目、岩出市巡回バスについての1点目から3点目まで、一括してお答えいたします。

岩出市巡回バスは、定員13人の車両を使用しており、乗務員を除き最大12名の利用者にご乗車いただけますが、定員を超えた場合は乗車をお断りしている状況です。満員による乗車拒否件数は記録しておりませんが、運行事業者への聞き取りでは、数件発生しているとのことでした。令和7年度の満員状態での運行実績については、各コースそれぞれ2,892便のうち、西巡回コースで25便、東巡回コースで2便、中央巡回コースでゼロ便となっており、一時的に利用者が集中したものと認識しております。

運行や車両の見直しについては、費用や運転手不足などの問題がございますが、利用実績や市政懇談会等で寄せられたご意見、ご要望なども参考に、引き続き検討を行ってまいります。

最後に、デマンドタクシーの導入についてですが、デマンドタクシーはタクシー車両を使用する予約型の公共交通であり、高齢化や過疎化が進んだ地方部において、路線バスやコミュニティバスの補完路線として自治体で採用されているところもありますが、一方では、1人当たりの輸送コストが割高となり、需要増大による費用負担の増、また反対に利用されない、さらには一般タクシーとの差別化を図る必要もあることから、デマンドタクシーの導入は考えてはございません。

○玉田議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 まず、乗れなかったという事実の把握について、記録がないけども、事業所に問い合わせたらあるということについては把握はされていると思います。私は、これ、やっぱりきちんと報告が上がってこなければ対策は打ちようないんですよ。ということであれば、やっぱりしっかりとそうした把握をするためにも、運行記録も含めて、乗れなかった実態についてはしっかりと把握するというのをまずやっていただきたい。これがなければ、何も対策、打ちようがないでしょう。これについてしっかりと上げていただきたいというのを言わせていただきたいと思います。

そして、現状についての一定の説明ありましたが、現場では乗れないという事態が実際に発生していることへの危機感が希薄であると言わざるを得ません。市民は今乗れるかどうか分からないバスを待たされているんです。これは行政サービスとして極めて不安定かつ無責任な状態ではないでしょうか。

改めて申し上げますが、無料でも乗れなければ意味がありません。交通弱者を支える制度であるはずの巡回バスが、逆に今日買物に行けるだろうか、病院に間に合うだろうか、こういう不安を生んでいる現状、どのように受け止めていらっしゃるのか。明確にお答えをしていただきたいと思います。

今後の利用動向等も見極める現在、調査研究するといった先送りの答弁では市民は納得しません。実際に、たくさんの方々が結構乗れなかったという話、いっぱい聞きますよ。バスの中では何が起きているか。バス停で待っている人たちがいて、もう乗れないとなったバスの中では、私、若いから代わらなあかんかな。実際に降りるそうです。降りた先からどうやって帰るか。そこは大変な状況をしながら帰っているらしいですけど。こういうことが実際起きているんですよ。

声が上がってなければ分からないではなく、やっぱりみんな諦めたりしているんですよ。でも、私のところには、バスがいっぱいで乗れなかった。最初の頃は、バス停で待っている間だけで、素通りされて行ってしまった。何が起きているか分からなかった。実は、定員がいっぱいでそのまま素通りされたそうです。そうしたことを、やっぱり実際乗れなかったという方々がいるということを踏まえれば、改善をするというのが市の姿勢だと思うんです。

特定の曜日、時間帯、これ増便、臨時便、実施含め、具体的にしっかりと対策を取っていくということをはっきり言っていただきたい。調査したら結構分かりますよ。スーパーの特売日、年金支給日、もちろん病院等々に行かれる方もいらっしゃるんで、その場合もあるかもしれません。しかしながら、そうした時間帯、その日、大体多いんです。皆さん言うておられます。しっかりと実態を把握した中で、対策を打つというような強い決意も含めて、踏み込んだ答弁を求めますが、いかがでしょうか。

○玉田議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長　市来議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず状況の把握についてですが、今後、満員による乗車拒否の状況、それから満員の状況については記録してまいりたいと考えております。

それから、今後の検討についてなんですが、先ほどお答えさせてもらったとおり、運行、車両の見直しについては、費用、運転手の不足の問題がございます。今後も利用実績、それから市政懇談会で寄せられた意見、要望などを参考に、引き続き検討を行ってまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 しっかりと状況を把握することで、検討というか、課題が見えてきて、何が対策できるということは分かるんですが、しかし、今のやつについても、今日乗れない人は、乗れない状況については、全くそれ改善されないわけですよ、実際には。やっぱり決まっている特売日だったり、年金支給日に混雑するというのは、市民の方々からおっしゃってます。これ突発的な問題でなくて、完全に予測できる問題ではないですか。例えばスーパーの特売日だったり、年金支給日というのは大体決まってますよね。そしたら、それに対してしっかりと対策を打つということが、本来、それ市の姿勢であるべきだと、私は考えるわけです。

じゃあ、今日乗れなかった方はどうしたらいいんですか。代替手段というのは、今現時点では全く考えないということではよろしいんでしょうか。これを明らかにしはっきり言っていただいたほうがいいと思います。検討するという、もちろん今から考えるなら検討していかないといけないとは思いますが、しかし、いつまでにしっかりと調査を行い、いつまでにそうしたしっかりとした対策を講じていくのか、その辺についても明確に答弁を求めたいと思います。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 市来議員の再々質問にお答えさせていただきます。

今、今日も乗れない人がいるかもしれない、その部分は改善されないのか。それから、代替手段等、これからの対策をすぐに考えていかないといけないのではないかと、いつまでにそれを考えるのかというようなご質問やったと思います。

再々になりますが、バスについては様々な問題もございます。費用、運転手の不足等々、なかなか難しいところもございます。再々になりますが、利用実績、それから様々な意見、要望などを参考に検討させていただきたいと思います。

期限等につきましては、また後日、アンケート調査等も実施する予定にもなっておりますので、それを見ながら、また考えていきたいと考えております。アンケート調査は8月に実施予定となっております。

○玉田議長　これで、市來利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員　2つ目の質問は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金における本市の生活支援策についてであります。

現在、長引く円安や資材高騰により、食料品や電気・ガス代など、市民生活、コストでは限界まで押し上げられております。こうした中、本市が全市民を対象に実施している6,000円の商品券配布事業が始まり、多くの市民の皆さんからは大変喜びの声が聞かれています。

しかし、一方で、なぜ6,000円なのか、なぜほかの市に比べてこれほど金額が低いのか、岩出市は市民に冷たいのではないかという切実な不満と疑問の声が私の元へも大変多く寄せられております。

そこで、当局から配付された資料を基に、具体的な客観的數字を上げてお尋ねいたします。皆さんも資料あると思いますが。本市に交付された臨時交付金の総額は、5億1,339万2,000円であり、本市の住民基本台帳人口5万3,596人で割ると、国が算出した1人当たりの限度額、いわゆる単価は9,579円となります。

周辺の自治体を見渡すと、例えば、左から3つ目、これ海南市です。国の限度額、これも交付限度額を人口で割ると1人当たりの限度額が出ますが、国の限度額1万2,824円に対し、市独自の財源を上乗せして1万3,000円のクーポン券を配布しています。

また、一番右端になりますが、これは紀の川市です。紀の川市は、限度額1万2,434円からほとんど手間を引かず、使い勝手のよい1万2,000円の現金を市民に直接届けています。そのほかの數字を見ても、県内の多くの自治体が国からの予算を最大限、あるいはそれ以上に市民へ直接還元をしています。

さらに資料の一番下ですね。財政力指数を見ますと、本市は0.606と、和歌山県内の市の中で2番目に財政が余裕があるまちです。経済的な体力があり、さらに物価高の直撃を受けている子育て世代の割合が最も多い本市、なぜ国から示された限度額9,579円を大きく下回る6,000円という他市に比べて著しく低い一律支給にとどまったのか。その方針を決定した合理的理由と、市民が抱く強い不公平感に対する市長の受け止めに伺いたいと思います。

次は、給付手続について、市民の手元に本当に届くのか、確実に届くのかという受取側の視点から質問を行います。

郵送が始まったばかりの今このタイミングで、今後、予見される課題に対して先手を打つことが極めて重要です。既に市民の皆様から、不安や切実な声が届き始めています。1つは、平日の日中は仕事で不在のため、不在票が入っていても、夜間に郵便局まで取りに行く時間がないという現役世代、共働き世帯からの声や、もう一つは、不在票が入っていたが、夜間や休日に窓口が開いている大きな郵便局までは距離があり、足腰が悪い自分には1人で行くことができない。タクシーを使って取りに行けば、せつかくの支援金が目減りしてしまうという高齢者や移動弱者の方からの悲痛な声です。さらに実際には自分で取りに行くことができず、介護に来てくれるスタッフの方が取りに行ってくれたなどの声が聞かれました。

他の自治体におけるこれまでの事例を見ても、郵送に頼る給付金事業では、最終的に一定数の不在返戻や受け取りを諦めてしまう未受領者が発生することが大きな課題となっています。本格的に郵送が始まり、今後増えることが予想される不在返戻への対応や、未受領者をゼロにするための仕組みづくりについて、市当局は現在どのような危機感と準備を持って準備をしているのか、お伺いをいたします。

○玉田議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長　市来議員のご質問にお答えします。

令和7年12月に交付限度額が示された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援することを目的としたこれまでの推奨事業メニューに加え、食料品の物価高騰による負担を軽減するための商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるお米券などが新たに実施が求められる支援として示されたことも踏まえ、生活者支援としての商品券の配布を柱としつつ、生活者だけでなく、事業者支援にもつながる水道基本使用料の免除、子育て世代への支援として、紙おむつ等の支給も併せて実施することとし、令和8年2月の臨時会において補正予算案を上程したものであります。

また、議員ご指摘のとおり、近隣市との比較において給付額に差が生じている状況であり、市民の皆様からのご意見、ご要望が寄せられている状況であります。市といたしましても、このように市町村間に不公平感が生じていることは不本意であり、このような状況をもたらすような交付金の制度を見直していただくべく、国へ要望活動を行っているところであります。

次に、ご質問の2番目、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金における本市の生活支援策についての2点目、今後増えることが予想される不在返戻への対応や

未受領者をゼロにするための仕組みづくりについて、市当局は危機感を持って準備しているのか、についてお答えします。

岩出市物価高騰対応商品券は、ゆうパックで送付を行い、郵便局員が一、二回訪問し、不在となった場合は不在票を投函しております。不在票投函から7日間郵便局に行って保管を行い、期日までに受け取りがない場合は事務局へ戻ってまいります。

不在返戻への対応については、7月中旬に返戻となった対象者宛てに、はがきの送付を行います。はがきが届けられましたら、はがきと本人確認書類を持参いただき、岩出市商工会館にて商品券をお渡しさせていただきます。また、未受領者をゼロにするための仕組みづくりについては、送付住所の再度確認対応、対象者及び同世帯以外でも受け取りができるよう委任状による対応、並びにはがき送付後に一定期間連絡等がない対象者へ、改めて勧奨通知の送付を予定しております。

○玉田議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 令和8年度予算において、水道事業の物価高騰対策として1億2,181万2,000円が計上されていることは承知しております。また、子育てのおむつ事業についても分かっております。

しかし、この水道支援分を市民1人あたりに換算すると約2,272円です。今回の商品券6,000円にこの水道分2,272円を足しても、合計で8,272円にしかありません。国が岩出市民のために用意してくれた基準である9,579円に対し、これでもまだ1人当たり約1,300円も不足しているのです。

担当課への聞き取りによって、今回の商品券事業において、紙の印刷代や全世帯の郵送代、委託料などの事務的経費として7,000万円の巨額の予算が支払われるということが判明をしています。交付金総額5億1,339万円から、水道の1億2,181万円と、市民へ配る商品券の総額、額面総額3億2,157万円を引いた残りの7,000万円が丸々事務手数料ですね、印刷、郵送コストとして消えていく。これが市民への還元額を6,000円までに押し下げられた原因の1つではないかと考えます。

この7,000万円を人口で割ると、1人当たり約1,300円になります。つまり他市のように現金振込や既存のデジタルシステムの仕組みを活用したり、この無駄な経費を大幅に圧縮していれば、浮いた予算そのまま市民に還元することができます。

逆に、他市と同じように、商品券を配布している自治体、先ほどの資料ですね、これを見ていただければ分かると思いますが、左から5番目は有田市です。有田市

は1万4,089円の1人当たり限度額で1万4,000円の商品券、田辺市、その2つ向こうです。右から3番目は田辺市ですが、こちらでも1万4,819円、1人当たりの限度額に対して1万4,000円の商品券が行き渡っています。他の自治体では、1人当たりの限度額を丸々市民に使っているということであり、逆に考えれば、事務的の経費というのは、独自で財源で捻出していると同じです。

本市は、これまでコロナ禍においても現金や商品券による直接給付は行わず、水道料金の基本料金減免を中心とした支援を継続してきた経緯があります。そして、今回、初めて商品券給付を実施したにもかかわらず、その水準は6,000円にとどまっております。1人当たり9,579円の財源がある中で、結果として、水道減免等に配分した結果ですよ、市民一人一人が実感できる支援というのが弱くなっているのではないのでしょうか。

この不公平感に対しては、国のほうにしっかりと声を上げている。私はここは高く評価します。おっしゃるとおり、国の設計制度のせいで岩出市の交付単価が低く抑えられてしまったことは、私も極めて遺憾であり、市長が市民のために声を上げたことは大変重要なことだと思っています。しかし、国のせいでベースの予算が低くなってしまったと分かっておりながら、市民が不利益をかぶっていると一番知っていた市が、なぜ国から示されている金額9,579円をしっかりと市民に還元することなく、なぜ6,000円だけになってしまったのか、ここが大きく問われていると思います。

国の基準が低いと分かっているならば、それなら足りない分は、しっかりと一部の基金を取り崩してでも上乗せして、他市に負けない給付を行う、こういう政治決断に至らなかったのかというところが、私は疑問に思うわけです。

国に文句を言う一方で、しかし、市民には9,579円という1人当たりの額が来ながら6,000円の商品券、国への姿勢と市民への姿勢が矛盾していると私は思っているんです。ほかの市では、いや、ほかの市と比べて、当然1人当たりの限度額、これ違うの、これについては同じように怒っていますよ、私も。だけど、1人当たりの限度額をしっかりと市民に還元するという姿勢を他の市は取っているんです。

私は、ここについて、やっぱり政治姿勢が問われていると考えています。これについて、市のお考えをお聞かせください。

○玉田議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長　市来議員の再質問にお答えさせていただきます。

事務費が高額になっておって、その分が支援が弱くなっているんでないかというようにご質問だったと思います。

議員ご指摘のとおり、商品券の作成及び発送、加盟店舗の募集、商品券の換金、コールセンターの運営などの経費がかかることから、多額の運営コストを要しております。事務費につきましては、ただ、支援を行うために必要なコストであり、制度上も交付金が充当できる経費とされていることから、繰り返しになりますが、物価高騰対応事業については、国が経費を負担すべきものであるという考えの下、交付金を充当することといたしました。

それから、市長が国へは陳情されているが、市民に対しては満額でないのは矛盾していないかというご質問かと思います。物価高騰への支援については、国が経費を負担すべきものであり、不公平な配分を是正していただくため、要望を行ったものであります。市といたしましては、示された交付限度額の範囲内で、できる限りの支援を行っているところから、議員ご指摘の矛盾はないと考えております。

○玉田議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 先ほどから、コストの問題で、当然コストも国が入れてくれた交付金の中から出すこともというふうにおっしゃってましたけど、これ何のためにやっているかということを考えていただきたいんです。

他の市はしっかりと交付額を全て市民に還元しているという姿勢がよく現れているのが、この資料によって分かっていると思います。しかも、今さっき答弁していただいた総務部長、経費は国が出すもんやからと、市民を守るためという心というか、そういうのはないんですか。

市長、どうですか。

経費は国が出すものやと。もちろんそうかもしれないけど、他の市を見てください。物価高騰に対して、市民生活を守るためにやっているんです。交付額については低いことは承知の上で言ってます。低いからこそ、なぜしっかりと市民を支えるという、そうした対応を取られなかったのか。ここが残念でなりません。

本市はコロナ禍の深刻な時期から一貫して、他市のような現金や商品券の給付事業、1回も行っておりませんでした。要するに、市民は皆さん、何でもしてくれへんのやろと、ずっと我慢を重ねてこられたんです。

そして、今回ようやく国からの大きな予算がついて、直接給付が受けられると思ったら、周辺で最低水準の6,000円、市民が納得いかないと声を上げるのは当然な

ことではないでしょうか。財政力指数が0.606と高く、和歌山県内で最も子育て世代の多いこの岩出市だからこそ、行政はどこよりも市民の生活に寄り添い、1円でも多く、一日でも早く手厚い支援を直接届けるべきだったと考えます。

終わってしまった事業設計を今から変えることは難しいかもしれません。しかし、物価高騰は今後も長引くことが予想されます。国に対し意見を言える市長の強いリーダーシップを発揮し、今後は市民への支援に、その熱量を発揮していただきたいと思います。市長の意向を酌み取りながら、市の強い決意を求めたいと思います。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

副市長。

○川端副市長 市来議員の再々質問にお答えいたします。

市では、従来から国から頂いた交付金については、市来議員のお話であります、委託料も含めて、経費も含めて、その全額を市民に提供しているという現状は変わりません。ただ、先のことについてはなかなか申し上げにくいところもございますが、国の制度にのっとって、その時点のことを十分踏まえて検討していきたいと思っております。

○玉田議長 これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開いたします。

休憩 (11時40分)

再開 (13時13分)

○玉田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告6番目、3番、西野峻也議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

西野峻也議員。

○西野議員 3番、西野峻也です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式にて質問を行わせていただきます。

今会議では、岩出市の公共施設の利用についてお伺いいたします。早速ではありますが、ご質問いたします。

1点目、市民、団体等各公共施設を利用する際の条例や内部規則などの要件をお聞かせください。

2点目、利用要件はどのように定められているのか、また、その内容をお聞かせください。

○玉田議長　ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長　西野議員ご質問の1点目、市民、団体等の各公共施設の利用要件はと、2点目、利用要件はどのように定められているのか、またその内容は、について一括してお答えいたします。

市の公共施設は、地方自治法第244条の規定により、住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するための施設として整備し、同法第244条の2の規定に基づき、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、地方公共団体は条例でこれを定めなければならないとされています。このことから、各部所管施設ごとに法令に基づく条例及び規則を制定し、施設の利用目的や利用料金などの利用要件を定めております。

各部所管施設については、各担当部長から答弁いたします。

それでは、最初に、総務部所管施設について答弁いたします。

総務所管施設としてございますのは、サンホール及びコミュニティセンターですが、これらは、住民自らが相互の連帯感を醸成し、明るく住みよい地域社会づくりを推進することを設置の目的としており、その設置の目的に反せず、また施設の管理上支障がないことを利用要件としております。

現在、施設をご利用いただいております主な利用者は、自治会や公益性の高い文化、スポーツ、健康づくりを行っている市内の同好会やサークルなどです。

○玉田議長　生活福祉部長。

○松本生活福祉部長　西野議員ご質問の岩出市公共施設の利用について、生活福祉部所管の公共施設に関して、1点目と2点目を一括してお答えいたします。

まず、岩出市総合保健福祉センターについては、岩出市総合保健福祉センター設置及び管理条例において、市民一人一人の健康の保持増進及び保健福祉サービスを推進することを目的として設置されたもので、施設または設備を使用しようとする者は、あらかじめ所定の手続により、市長の許可を受けなければならないと規定しております。

利用要件は、岩出市総合保健福祉センター管理運営規程で定めており、その設置の目的に反せず、また施設の管理上支障がないことを利用要件として、主に市内の子育てサークルや文化活動サークル、各種会議等、幅広くご利用いただいております。

す。

次に、市内３か所に設置している児童館については、岩出市立児童館設置及び管理条例に、施設を使用しようとする者は、あらかじめ所定の手続により使用許可を受けなければならないことを規定しております。利用要件は、同条例及び岩出市立児童館利用規程で定めており、その設置の目的に反せず、また施設の管理上支障がないことを利用要件として、地域の子供から高齢者まで幅広くご利用いただいております。

次に、いわで御殿については、いわで御殿設置及び管理条例において、急速に進む高齢化に対応し、市民が住み慣れた地域で、生き生きと健康に暮らすことができるよう、市民の生きがいくつくりと健康づくりに寄与することを目的として設置し、施設を使用しようとする者は市長、指定管理者に管理を行わせている場合は指定管理者の許可を受けなければならないと規定しております。利用要件は、同条例により、その使用を許可しない場合として、御殿の管理上支障があると認められるときや、その他、御殿の設置の目的に反すると認められるときと規定しております。

○玉田議長 教育部長。

○南教育部長 西野議員ご質問の岩出市の公共施設の利用についての教育部所管部分について、一括してお答えいたします。

教育部所管の施設は、社会教育法第３条及びスポーツ基本法第12条の規定に基づき、スポーツを含む社会教育活動の場として設置した公民館８施設、体育館２施設、スポーツ広場４施設、パークゴルフ場１施設、プール１施設であります。

社会教育施設の利用要件はどのように定められ、どのような内容か、についてですが、まず、公民館の利用要件については、社会教育法第20条に規定され、市町村、その他一定区域内の住民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することとされ、同法第23条に、公民館の運営方針として、営利目的とした事業の実施及び公民館の名称を利用した営利事業の実施や、特定の政党の利害に関する事業、または公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること及び特定の宗教、宗派もしくは教団の支援を行ってはならないとされており、この内容は、岩出市公民館設置及び管理条例第９条第２項第１号に準拠する旨、規定されているほか、同条例施行規則第13条には、禁止行為として、物品の販売や寄附の募集、広告物の掲示などが規定されています。また、同規程には、公民館の利用に際しての休館日や開館時間等についても規定されています。

次に、体育館及びスポーツ広場については、岩出市体育館設置及び管理条例第1条及び岩出市民スポーツ広場設置及び管理条例第1条の規定に基づき、市民の体育スポーツ、その他健康で文化的な各種の集会の用に供するため、また市民の体育スポーツの振興を図り、体力の向上と健康増進に資するため設置し、運用に当たっては、両条例並びに岩出市体育館及び市民スポーツ広場管理規則及び同施設使用規則により、公民館同様、禁止規定や利用に際しての休館日や開館時間等についても規定されております。

なお、禁止規定については、岩出夏まつりなど教育委員会の許可を受けた場合は、この限りではないとしております。

次に、パークゴルフ場とプールについては、紀の川左岸高齢者等スポーツ広場設置及び管理条例第1条及び岩出市民プール設置及び管理条例第1条の規定に基づき、高齢者の生きがいづくりや市民の健康増進、世代間の交流を促進し、もって活力ある地域社会の実現に寄与するため、また住民の体力の向上、健康増進及びスポーツの振興などを図るために設置し、運用に当たっては、両条例及び両条例施行規則により、公民館と同様、禁止規則や利用に際しての休館日、開館時間等を規定されております。

なお、この2施設については、他の施設と違う規程として、指定管理者による管理が規定されています。

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、多様化する市民ニーズに応えるべく、平成15年の地方自治法改正後に導入され、当市でもいきいき広場での世代間交流キャンペーンや、市民プールでのピラティス教室の開催など、多様化する市民ニーズに、効果的、効率的に対応しているところです。

引き続き、各施設の利用者の満足度向上に努めてまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

西野峻也議員。

○西野議員 ご答弁いただいたように、公共施設においては厳しい規定が設けられていることがしっかりと分かりました。

今回質問させていただいたのは、1つ提案があつてのことです。施設の利用に関する条例、内部規定にある利用要件、条件を緩和できないのでしょうかといったことです。例えば、会議室の利用だと、事前に一度審査をクリアしていれば営利団体であっても条件の下、正しい使用目的であれば利用可能にしたり、広場がある施設だ

と地域活性化につながると判断できるのであれば、施設の目的外でも民間団体もイベント会場などとして利用可能にするなど、新たに基準を設定し、営利団体だからNG、施設の目的外だからNGではなく、もっと利用制限を緩和することで、利用料の増加にもつながりますし、実際ほかのまちでは、営利団体であっても利用可能な施設も増えてきており、まちの活性化へとつながっております。

ほかの自治体では、岩出市に比べて、指定管理者制度の下、公共施設の管理運営を指定管理者等に行ってもらっている施設も多いまちもあり、そのようなことから、施設の利用条件が緩和的であると認識しております。

しかしながら、岩出市が直接管理している施設においても、時代の流れにのっとり、利用条件の緩和ができないものでしょうか。

今年度策定されました第3次岩出市長期総合計画にもありますように、後期基本計画の基本目標5の「にぎわいと輝きのあるまちづくり」、その中にもある交流人口の増加にも大いにつながるのはないでしょうか。また、広い敷地のある施設では、イベントごとを積極的に行ってもらったり、先ほどほかの議員さんの質問にもあったキッチンカー、これも、例えば大宮緑地のドッグラン広場、その前の駐車場などに、多くの方が訪れる週末などに、その駐車場を利用することができるのであれば、新しく追加で設置されるテントシェルターの効果もあり、こちらもさらなる利用者の増加、交流人口の増加につながるのではないのでしょうか。

時代等変化への対応や、あらゆる手段を講じ、交流人口の増加による地域の活性化、これを市の公式な目標とするならば、このようなことにも取り組んで、みんなで「活力あふれるまち ふれあいのまち」をつくっていけないのでしょうか。会議室等におきまして、利用条件緩和により、まちの活性化に少しでもつながるのではないのでしょうか。

それらを踏まえてご質問いたします。まず1点目、大宮緑地などですが、施設利用に関する条例や内部規程の緩和を行う考えはあるのかをお聞かせください。

次に、総合保健福祉センターなどの会議室利用ですが、営利団体等が利用できる場合とできない場合があると思うんですけど、それはこういった場合の条件なのかをお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 西野議員の再質問にお答えいたします。

施設利用目的制限を緩和してはどうかということでございますが、社会教育施設

の利用目的制限緩和については、さきの答弁のとおり、公民館では禁止行為が法及び条例施行規則に定められていることから、厳格な運用が求められます。また、体育館及びスポーツ広場等のスポーツ施設についても、条例及び施行規則並びに管理規則及び使用規則により、公民館同様、禁止規程が設けられております。

しかしながら、スポーツ施設は、スポーツ基本法第21条の2には、国及び地方公共団体は、多様な需要に応じて、スポーツを楽しむ機会等を確保するとともに、これを通じて、スポーツ産業の事業者、その他の事業者の事業機会の増大及び地域経済の活性化を図るため、スポーツを楽しむ機会等に関連する良質かつ付加価値の高いサービスの提供に必要な環境の整備、その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならないとされており、公民館とは違い、その時々々の社会情勢及び市民ニーズに応えた運用とすることで、交流人口の増加につながることが期待できるものと考えます。今後は、本来の利用目的であるスポーツ活動を妨げないことを大前提として、研究してまいります。

○玉田議長 生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 西野議員の再質問にお答えいたします。

まず2点目なんですけども、総合保健福祉センターでは、利用できる場合とできない場合が、どんなときあるのかということだったと思うんですけども、繰り返しの答弁とはなりますが、総合福祉センターを使用できるのは、市民一人一人の健康の保持増進及び保健福祉サービスを推進するという設置目的に反せず、施設の管理上支障がない場合であり、使用できない場合は、これらに反する場合があります。

なお、岩出市民ふれあいまつりなど、市の許可を受けた場合はこの限りではございません。

○玉田議長 再々質問を許します。

(な し)

○玉田議長 これで、西野峻也議員の1番目の質問を終わります。

以上で、西野峻也議員の一般質問を終わります。

通告7番目、12番、尾和正之議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

尾和正之議員。

○尾和議員 皆様、お疲れさまでございます。12番、尾和正之でございます。それでは、議長の許可を得ましたので、民生委員・児童委員について、この視点で、一問一答方式にて通告に従い一般質問を行います。

民生委員・児童委員について、6点お伺いいたします。

民生委員・児童委員の皆様には、日頃より地域福祉を推進する社会奉仕の精神を持って、常に市民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、さらに行政と地域をつなぐ重要な役割としてご活躍されていることに敬意を表します。

民生委員・児童委員は、民生委員法第5条の規定に基づき、都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣から委嘱されます。その人選については、市から各町会への地域での活躍いただく民生委員候補者の推薦を依頼し、各町会から民生委員の候補の推薦をいただき、候補者は市の民生委員推薦会で審議を行った後、県への推薦で、県及び国での審査等を経て、厚生労働大臣から委嘱を受けることになっております。

なお、民生委員は、児童福祉法に基づいて、児童委員を兼ねており、主たる業務として、児童に関することを専門に行う主任児童委員が別に委嘱されています。

民生委員の活動状況についてですが、民生委員の職務は、民生委員法第14条、また児童委員、主任児童委員については、児童福祉法第17条に記載されています。昨今、現在の世の中は、昔と違い超高齢化社会、核家族化、地域社会で人と人とのつながりが希薄となっており、独り暮らしになってしまった高齢者、子育てに悩むお母さん、また重い障害を持つ人など、社会的な弱者が地域で孤立する問題が山積しております。

そのようなことがないように、地域社会で温かく支援の手を差し伸べているのが民生委員・児童委員の皆様であります。具体的には、安否確認など、活動を通じて市民の実態やニーズを日常的に把握し、介護や子育て等に関する相談を受けたり、福祉支援等のサービスに関する情報を提供したり、関係機関との連携や協力など、多岐にわたっております。

民生委員・児童委員は、市民の最も身近なところで活躍する地域福祉の中心的な担い手として重要な役割を担っております。現在、多岐にわたり需要が増しており、その役割を果たしていただくために、民生委員・児童委員の活動と本市の地域福祉への取組の連携が重要であり、地域を支えていく力となっていっていると認識しております。

その一方で、世の中は少子高齢化が進む中で、市民生活の価値観の多様化により、地域社会の在り方にも大きく変化し、役割が地域に暮らす市民のよき相談相手となるばかりでなく、高齢者の孤独死や児童虐待、配偶者等からの暴力といった新たな問題に対応を求められ、要支援者のために、地域行政や関係機関との連携、調整役

として重責を担い、日々市民のために活動していただいています。

特に高齢者を取り巻く社会問題として、孤独死、振込詐欺、高齢者宅への強盗、高齢者虐待など、深刻なニュースが数多く報道されています。このような地域住民の定期巡回及び見守り強化の必要性が高く、介護とともに、高齢者福祉施策の中で重要であると考えています。

高齢者の巡回見守りで重要となるのが地域住民であり、民生委員の皆様です。高齢者虐待、児童虐待、子供の貧困、ひきこもり、認知症、自殺等の要因の1つが地域からの孤立と推測されております。このような世の中だからこそ、身近な民生委員の活躍が市民生活のセーフティーネットとなり、安心・安全を提供する役目を果たしていると考えています。

3年に一度の改正となりますが、民生委員の支援活動は増加する一方であり、その反面、かなり成り手不足の問題が、全国の自治体で問題となっております。

これらの内容を踏まえまして、6点質問します。

1点目としまして、本市の担い手不足の現状は、についてお答えください。

2点目として、本市の民生委員・児童委員の平均年齢は。

3点目としまして、各委員が受け持つ世帯数は、最大と最少と平均をお答えください。

4点目としまして、民生委員・児童委員が退任される委員の後任の適任者がなかなか手を挙げにくい状況の要因は、についてお答えください。

5点目、民生委員・児童委員の担い手不足により、空白になっている地域や、活動が不十分な地域の市の対応をお答えください。

6点目としまして、担い手の確保に向けての対策は、また今後の課題についてお答えください。

以上、6点について答弁願います。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 尾和議員ご質問の民生委員・児童委員について、にお答えいたします。

まず1点目、本市の担い手不足の現状は、については、令和8年6月1日現在で、定員96名に対し86名となっており、区域担当9名と主任児童委員1名の計10名の欠員となっております。

次に2点目、民生委員・児童委員の平均年齢は、についてですが、令和7年12月

1日現在で、平均年齢は70.1歳、最高齢は82歳、最年少は54歳となっております。

次に3点目、各委員が受け持つ世帯数は、最大、最少、平均についてですが、令和8年6月1日現在で、地区別で申し上げますと、最大で根来地区の336世帯、最少で岩出地区の233世帯となります。平均では281世帯となります。

次に4点目、退任される委員の後任の適任者がなかなか手を挙げにくい状況の要因は、についてですが、定年延長等により60代前半の世代が現役で就労しているケースが増え、これにより候補者層の縮小がその背景にあるものと考えております。加えて民生委員活動に対する理解や関心の低下も成り手不足の要因の1つと考えております。また、民生委員の職務は、制度発足当初は生活保護世帯への相談等だったものが、高齢者福祉、児童福祉、障害者支援の分野へと広がりを見せ、この活動範囲の拡大に伴う負担増もあると推察されます。

次に、5点目の担い手不足により空白になっている地域や活動が不十分な地域の対応は、についてでございますが、退任に伴う後任不足等により、一時的に民生委員が配置されていない区域では、負担が特定の方に過度に集中しないように配慮しつつ、近隣の民生委員にご協力をいただいているところでございます。

最後に、6点目の担い手の確保に向けての対策は、また今後の課題は、についてですが、ケアマネジャーや介護事業所、それから学校関係者など、多様なネットワークを通じた候補者の掘り起こしや、それからやりがいの見える化をした周知方法、それから活動のデジタル化や関係機関との役割分担の見直しによる活動負担の軽減、それから働く世代も含めた柔軟な選任や運用の工夫、さらには物価上昇等を踏まえた活動費の適切な水準の確保など、制度の持続可能性を高める取組を総合的に進めていくことが重要な課題であると認識しております。

○玉田議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 再質問させていただきます。

なぜ今回、民生委員・児童委員について一般質問をしたかと申しますと、今年に入り市民の方から相談、意見、お願いをいただきました。地域住民の定期巡回及び見回りの強化のお願いということです。内容は、このたび、私ども地域におきまして、独居高齢者の住民が亡くなられるという大変痛ましい事案が発生しました。折からの厳しい寒さもあり、孤立しながら、高齢者や持病をお持ちの方の健康状態及び安全確保を危惧する声が近隣住民から寄せられたということです。

また、依頼内容としましては、独り暮らしの高齢者世帯を中心とした週1回程度

の定期的な訪問、声かけ、冬季における体調不良者や、暖房器具の使用状況などの確認、当面春頃まで、また、今後このような要望があった場合、本市としてどのように対応するのか、お答えください。

最後に、市が主体となって場を設けていただき、それぞれが納得できるよう努めていただきたいと思います。この点についてお答えください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

地域の住民や自治会からのご要望があったことについて、市が主体となり、民生委員や関係機関、自治会と連携しながら対応しているところでございます。先ほどの件につきましても、6月に自治会さんとか、民生委員さん、それから市も入りまして対応したところでございます。市といたしましては、地域の身近な相談役として、住民と行政、福祉サービスをつなぐ民生委員・児童委員の皆様が安心して活動が続けられるよう、今後も必要な支援や連携の充実に努めてまいります。

また、地域住民の皆様方にも、民生委員・児童委員の活動へのご理解とご協力をお願いしながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進してまいりたいと考えてございます。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、尾和正之議員の1番目の質問を終わります。

以上で、尾和正之議員の一般質問を終わります。

通告8番目、13番、牛田佑佳議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 議席番号13番、牛田佑佳です。議長の許可を得られましたので、通告に従い一問一答方式で質問を行います。

1点目の質問、5歳児健診における子供の個性と尊重と支援の在り方について。

5歳児健診は、就学後に困り事へ気づくのではなく、就学前の段階で子供の発達や特性に応じて必要な支援につなげ、安心して小学校生活を迎えることを目的とした大切な母子保健事業であります。令和3年度時点では、全国の市町村で5歳児健康診査を実施していた自治体は、約14%にとどまっていましたが、その後、国は5歳児健康診査を国庫補助等の対象とし、市町村での実施を支援するなど、全国的な

普及を進めております。このことから、今後継続して取り組まれていく事業であると考えます。

一方で、子供の発達には大きな個人差があります。健診は子供を見極めることを目的とするのではなく、一人一人の個性を尊重しながら、子供や保護者が安心して必要な支援につながるための機会であることが重要であります。また、保護者が健診の目的や趣旨を十分に理解し、安心して健診を受けられる環境づくりでも大切ではないでしょうか。

健診の結果や説明によって、保護者が必要以上に不安や危機感を抱くのではなく、一緒に子供の成長を支えていきたいと思いますという安心の中で、保健師や心理士をはじめとする専門職が寄り添い、継続した支援につながる健診であってほしいと考えております。そのような視点から、5歳児健康診査について質問いたします。

1、5歳児健康診査において確認している項目及び評価の方法は。

2点目、子供は環境によって様子が異なることもございます。健康診査当日の様子と、園等での日常の様子が異なる場合の対応は。

3、保護者や園への負担も踏まえ、5歳児健康診査の実施時間について、答弁をお願いします。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 牛田議員のご質問の1番目、5歳児健康診査における子供の個性の尊重と支援の在り方について、にお答えいたします。

まず1点目の5歳児健康診査において確認している項目については、集団遊びと問診で、主に5歳の発達段階に到達しているかを確認しております。集団遊びでの項目は、手遊び、絵本の読み聞かせ、折り紙、じゃんけん列車、閉眼20秒、粗大運動、これは片足立ち、けんけん、それからスキップ、平均台渡りになります。

問診での項目は、名前、年齢、保育園の名称やクラスの名前等を聞く。じゃんけん3回、しりとり3往復、4桁の数字の復唱、物の用途、表情の理解、グーパー、数の理解、四角模写、人物画を描くになります。

次に、評価の方法については、集団遊びでは、母子分離ができているか、親と子の分離、母と子の分離ですね、ができているか。それから、集中力があるか、気持ちの切り替えができるか、集団での指示理解ができているかなどに加え、微細運動や粗大運動の運動面の確認もしています。

問診では、じゃんけんやしりとりでルールを理解ができているか。クレヨンや帽

子やコップの用途の理解ができているか。それから喜んでいる顔、悲しい顔、怒っている顔など、表情の理解ができているか。数を数える理解ではなく、量としての数の理解が6つまで分かっているか。正方形を例示して、4つの角のある四角形が描けるか。人物画で、目、鼻、口、耳、髪の毛、胴体、手、足が描けているか。以上になります。

次に、2点目の健康診査当日の様子と園等での日常の様子が異なる場合の対応は、についてでございますが、健診当日、体調等により、ふだんの姿を発揮できないお子さんもいらっしゃいます。そのため、保護者の方に家での様子を確認させていただいたり、健診当日は小児科医師の診察や集団遊びの場面に心理士を配置し、様子確認をしております。また、日を改めて保育園などの所属先へ、様子確認や訪問指導を行い、ふだんの集団生活の様子を確認し、その場だけでなく、総合的に発達の確認を行っております。

なお、保育園等との連携において、発達相談が必要となった場合は、担任の保育士や園長に発達相談に同席してもらい、保護者も同席の下、お子さんのよりよい成長、発達のための支援につなげております。

続いて、3点目の5歳児健康診査の実施時間についてでございますが、受付時間を12時半からと、それから13時からと13時半からの3グループに分けており、待ち時間も含め、いずれも約1時間30分程度の実施時間としております。保育園等におります午後の実施となっているのは、小児科医の診察や歯科医による健診も同時に実施しているため、診察外の時間帯に実施するということでございます。他の乳幼児健診においても、同時時間帯での実施となっており、実施時間についてご理解をいただいているものと考えております。

なお、乳幼児健診は、母子保険法に定められ、出生後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することとなっております。市といたしましても、5歳児健診は、就学を見据え、小学校につなぐ大切な健診と捉え、県内でも早期に取り組んでおりますので、ご理解とご協力をいただければと思います。

○玉田議長 再質問を許します。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 健診の時間帯について理解を得ているとのことですが、5歳児健診の受診率はどうなっているのか。また、これが療育へつながった件数はございますでしょうか。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 牛田議員の再質問にお答えします。

まず1点目の5歳児健診の受診率はどうなっているのか、についてでございますが、令和8年4月から6月の3か月間の対象者数は116人であり、受診者は96人で、受診率は82.8%となっております。ちなみに、令和7年度の1歳8か月健診の受診率は98%、3歳半健診の受診率は96.8%であり、未受診者対策や4か月健診から健診の大切さについて周知啓発もしており、健診の時間帯についてはご理解いただいているものと考えております。

続きまして、2点目の5歳児健診において、療育につながらなかったことはあるのかについてですが、申し訳ないです。5歳児健診、療育につながった件数ですね、すみません。5歳児健診において、この3か月で療育につながった件数はございませんが、新規で心理士の発達相談につながったのは5人、作業療法士の発達相談につながったのは10人、言語療法士の発達相談につながったのは10人となっており、健診後の支援につながっております。また、令和7年度で1歳8か月と3歳半健診において、療育に21人がつながっております。失礼いたしました。

○玉田議長 再々質問を許します。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 5歳児健診がスタートしてから開始約3か月、開始間もない取組であり、今後も継続して実施される事業であることから、1点お聞きします。

健診後に発達相談や療育等の支援につながらなかった保護者が孤立することのないよう、その後どのような流れで状況確認や継続的な支援を行っているのか、お聞きします。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 牛田議員の再々質問にお答えいたします。

健診において発達相談や療育などの支援につながらなかった場合はということですが、地区担当の保健師が3か月後や6か月後に保護者の方に様子確認の電話をしたり、保育園などの所属先に集団生活での様子を確認するなど、フォロー体制につながるよう定期的に支援を続けております。

○玉田議長 これで、牛田佑佳議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 2点目の質問に入らせていただきます。障害児・者の個別避難計画の周知及び実効性の向上について。

私は、今回、制度の有無や作成率だけを取りたいのではなく、障害児家庭が災害時に安心して行動できる体制が整っているのかという視点から質問いたします。

支援学校や療育を利用する障害児家庭の皆様からお話を伺う中で、個別避難計画を知らなかった。福祉避難所があることを知らなかった。災害時にどこへ避難すればよいのか分からないといった声を複数お聞きしております。また、自閉スペクトラム症や知的障害などの特性により、一般避難所での生活が厳しく、危険な状態であっても自宅にとどまることを考えているというご家庭もございました。障害児家庭において大切なのは、計画をつくることそのものではなく、災害時にどう避難するのか、どのような支援を受けられるのかを家族で共有し、安心して備えられることだと考えます。

例えば、医療的ケア児を対象に、個別避難計画の作成や避難訓練を実施し、その実効性の向上に取り組んでいる自治体や関係機関、地域と連携しながら、避難支援団体を構築している自治体もございます。自治体によって状況は異なりますが、そのような先進的な取組のよい部分を参考にしながら、岩出市においても、障害児家族が安心して災害に備えられる体制づくりは重要であると考えます。

そこで、本市における個別避難計画の作成状況や周知、福祉避難所の利用体制についてお伺いいたします。

まずは、本市における個別避難計画の作成状況について。1、支援学校等に通う障害児及び療育を利用する児童のうち、個別避難計画の作成状況は。

次に、対象となる障害児家庭の周知について。2、支援学校や児童発達支援、放課後デイサービス等を利用する障害児家庭に対して、個別避難計画の周知は行っているのか。

そして、実際の避難を想定した支援体制についてです。3、障害児家庭が災害時に避難を検討する際、福祉避難所の利用手順は、また事前に知っておくべき事項は何か、お答えください。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 牛田議員ご質問の2番目、障害児・者の個別避難計画の周知及び実効性の向上について、にお答えいたします。

まず1点目の支援学校等に通う障害児及び療育を利用する児童のうち、個別避難

計画の作成状況は、についてですが、名簿作成が義務づけられている避難行動要支援者は、災害対策基本法において、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、特に支援を要する者と規定されております。

すなわち、避難行動要支援者は、要配慮者のうち、特に避難支援が必要な方であることから、本市では在宅で生活する身体障害者手帳 1 級または 2 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級の各所持者、指定難病、特定疾患等の方などを避難行動要支援者と位置づけ、名簿を作成しております。

令和 8 年 6 月 23 日時点での避難行動要支援者名簿登載者のうち、ゼロ歳から 18 歳以下の人数は 60 人となっており、ご質問の個別避難計画作成については、この名簿登載者のうち、計画作成に同意された方について作成しております。作成に同意されている方は 14 人で、うち 13 人が作成済み、1 人が作成中となっており、この 14 人のうち、児童発達支援及び放課後等デイサービスを利用している児童は 10 人となっております。また、14 人中、小中学生は 5 人で、うち 4 人は支援学校や聾学校、1 人は市内の中学校に在籍しております。

次に、2 点目の支援学校や児童発達支援、放課後等デイサービス等を利用する障害児家庭に対し、個別避難計画の周知は行っているのか、についてお答えいたします。

障害児家庭に対する取組としては、岩出市避難行動要支援者支援制度実施要綱に基づき、身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級を新たに取得された方に対して、窓口において制度の説明を行っており、必要に応じて計画作成担当課へ案内しているところでございます。また、那賀圏域自立支援協議会を通じ、日頃から児童発達支援、放課後等デイサービスや支援学校等の児童と関わっている相談支援専門員等の専門職や、関係機関等への周知、また医療的ケア児連携会議、それから民生委員・児童委員協議会を通じた情報共有や周知を行っております。

今後も引き続き、個別避難計画の周知に努めるとともに、避難等に不安を感じている障害児やご家族がいらっしゃいましたら、個別避難計画の作成などについてお気軽にご相談していただければと思います。

次に 3 点目、障害児を抱えるご家庭が災害時に避難を検討される際の福祉避難所の利用手順及び事前に知っておくべき事項について、お答えいたします。

まず、福祉避難所の利用手順につきましては、大規模災害が発生した場合、まず

は命を守る行動を取っていただくため、最寄りの指定避難所に避難していただきます。その後、指定避難所での生活が困難と判断された方について、必要に応じて福祉避難所への受入れの調整を行うこととなっております。

次に、事前に知っていただきたいことについてですが、福祉避難所は受入人数に限りがあることから、要配慮者であっても指定避難所の福祉避難スペースでの対応が可能な場合は、原則として当該避難所での避難生活を送っていただくことになります。また、災害規模や施設の被害等により福祉避難所の開設が難しい場合、希望しても福祉避難所に避難できない場合も想定されます。そのため平時から水や食料などの基本的な備えに加え、子供の安心につながるような持ち出し品のリスト化するなどのご準備もしていただければと思います。

市といたしましても、現在、平時から福祉避難所の役割や利用の流れについて共通理解を深めるため、福祉避難所運営マニュアルの整備を進めております。今後も関係機関と連携し、障害の特性に応じた配慮や施設の支援の実施など、障害のある方やそのご家族が安心して避難できるよう、福祉避難所の体制整備に努めてまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 福祉避難所の利用に当たり、指定避難所から福祉避難所への移送について市が行ってくれるのか、または家族も福祉避難所に避難可能であるのか、お答えください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 牛田議員の再質問にお答えいたします。

指定避難所から福祉避難所への移送については、原則、家族の方に行っていただきます。ただし、家族等による移送が困難な場合は、市と福祉避難所等が協議の上、移送を行うということになってございます。福祉避難所では、要配慮者の本人のほか、ご家族の方も避難できるように調整を進めているところですが、受入れの状況によっては、家族の人数に制限を設けるほか、要配慮者ご本人のみの受入れとなる場合も想定されるということでございます。

○玉田議長 再々質問を許します。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 防災協定についてです。

災害時は、限られた物資の中での対応となることは十分理解しております。また、全ての要望に応えることが難しいことも承知しております。一方、能登半島地震では、要配慮者一人一人の状況に応じた食事や生活面での支援の重要性が改めて認識されました。障害児家庭の中には、障害特性や医療上の理由により、食べられる食品が限られるご家庭もございます。全てを満たすことは難しくても、選択肢が1つでも多く増えるだけで、安心につながる家庭は少なくないと思います。また、平時から食べられる食品や備蓄品について考えるきっかけになるのではないのでしょうか。

そこでお伺いいたします。防災協定について、市民が平時からの備えにも活用できるよう、分かりやすい情報発信や、周知に取り組むお考えはございますでしょうか。答弁をお願いします。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 牛田議員の再々質問にお答えいたします。

防災協定の現在の進捗状況につきましては、令和8年3月現在で、民間事業者と締結している災害時応援業務に係る協定が67事業所、自治体間で締結している災害時自治体間と相互応援協定が13団体となっております。このうち災害時における食事の提供等の協力として2件、水、食料等の調達や供給に関する協定として9件を締結しております。

今後とも関係部局において、民間企業をはじめ、国の機関及び地方公共団体との防災協定の締結を進め、大規模災害への備えを強化してまいります。

○玉田議長 これで、牛田佑佳議員の2番目の質問を終わります。

以上で、牛田佑佳議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会することに決しました。

これにて、令和8年第2回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議どうもご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

(14時11分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証するために署名する。

令和8年6月29日

岩出市議会議長 玉田 隆紀

署名議員 田中 宏幸

署名議員 井神 慶久